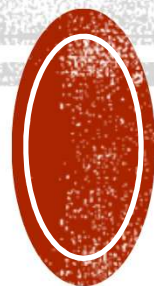


設 立 60 年
法人化 50 年

あゆみ



社会福祉法人 檀原市社会福祉協議会

目 次

●ごあいさつ

設立60周年・法人化50周年を迎えて

檀原市社会福祉協議会 会長 亀田 忠彦 2

●お祝いの言葉

さらなるご活躍を祈念して

奈良県社会福祉協議会 会長 荒井 正吾 3

1. 檀原市社協60年のあゆみ

- I 福祉のまちづくりのあゆみ 4
- II 檀原市社協の活動と基盤強化 14
- III 地域福祉の取組 16
- IV 地域包括ケアシステムの深化・推進 20
- V 社協だより「いきいき」より 23

2. 檀原市社協のいま

- I 社会福祉協議会とは 32
- II 檀原市社協の組織体制 34
- III 檀原市社協の事業内容 35

3. 資 料 46

- 1 檀原市の世帯数・人口等の推移
- 2 定 款
- 3 歴代会長
- 4 理事・監事・評議員
- 5 奈良県共同募金会檀原支会 会則
- 6 奈良県共同募金会檀原支会 代表者
- 7 小学校区地域福祉推進委員会 モデル規約
- 8 小学校区地域福祉推進委員会 歴代会長



設立60周年・ 法人化50周年を迎えて

社会福祉法人檀原市社会福祉協議会
会長 亀田 忠彦
(檀原市長)

檀原市社会福祉協議会は、昭和35年5月に発足してから、今日まで多くの市民の皆様をはじめ、関係機関や福祉団体の皆様に支えられ、設立60周年・法人化50周年を迎えることができました。本会が、地域福祉を推進する中核団体として、その大きな役割を果たしてまいることができましたのも、社協関係者はもとより、行政、議会、自治委員連合会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会などの関係機関や福祉団体の皆様からのご支援・ご協力の賜と厚くお礼申し上げます。

この間、私たちを取り巻く社会経済環境が急激に変化したことに伴って、社会福祉の分野におきましても、限られた者に対する保護・救済にとどまらず、児童の育成や高齢者の介護等その幅も広がってきました。そして、今日では、子どもから高齢者、障がいのある人もない人もすべての地域住民が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、地域で支え合う仕組みづくりが求められています。

こうした中、本会におきましても、設立当初は、共同募金、善意銀行、心配ごと相談や民生委員・児童委員との協働活動などを主な活動としておりました。昭和50年代にはボランティアグループの発足支援や、そのボランティアの協力を得て一人暮らし高齢者を対象にしたふれあい給食サービスなどを実施しました。また、平成元年には、檀原市からの委託を受けて、ホームヘルプサービス事業を開始し、その後、介護保険事業にも参入しました。さらに、平成16年には、檀原市との協働により、檀原市第1期地域福祉推進計画を策定し、小学校区ごとに地域福祉推進委員会を立ち上げるとともに、その活動の支援を通じて、現在では多くの市民の皆様に自分たちのまちを良くしようと、様々な活動や取組を進めていただいています。そして、平成21年には、地域で暮らす高齢者を総合的に支援するため地域包括支援センターを設置しました。市内の社会福祉法人や医療法人などにおかれましても、センターの活動にご協力いただき、連携・協働しながら地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいるところであります。

ここに、改めて社会福祉協議会の原点に立ち返り、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一層努力してまいり所存でございます。皆様方には、今後とも変わらぬご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



さらなるご活躍を祈念して

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会
会長 荒井 正吾
(奈良県知事)

このたび、橿原市社会福祉協議会が設立 60 周年・法人化 50 周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

貴協議会が、昭和 45 年 3 月に法人認可を受けられてから、50 年の永きにわたり、地域福祉の向上に中核的な役割を果たされてこられましたことは、歴代の会長をはじめ、役員並びに職員の皆様方のご努力と熱意の賜であり、深く敬意を表する次第です。

さて、昨今、我が国の社会福祉を取り巻く環境は大きく変化してきています。なかでも、平成 29 年の社会福祉法人制度改革では、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務など、社会福祉法人のあり方が大きく見直されるとともに、地域共生社会の実現に向けた様々な取組が求められています。

一方、少子・高齢化や核家族化の進展により生活様式が大きく変化し、住民同士のつながりや助け合い精神が希薄化するなど、地域社会での孤立やひきこもり、虐待などの生活課題が複雑・多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮に陥っている方が急増するなど、新たな生活課題が生じています。これまでの制度や枠組みで対応しきれないこうした課題に対し、民生委員・児童委員や専門職をはじめ、関係機関・団体が連携を深め、支援しながら、住民相互が支え合う地域を創っていくことが求められています。

このたび設立 60 周年・法人化 50 周年を迎えられました貴協議会が、これまでの歴史の中で培ってこられました実績を礎に、さらなる飛躍をされますことを切望しますとともに、今後も、本県の地域福祉活動を牽引いただきますことを期待いたします。

結びに、橿原市社会福祉協議会の益々のご発展と関係各位のご健勝とご活躍を祈念申し上げます、お祝いの言葉といたします。

1. 橿原市社協60年のあゆみ

I 福祉のまちづくりのあゆみ

(1) 社会福祉協議会創設期の動き

戦後、「日本国憲法」に示された基本的人権の承認と保障、生存権の保障と国家責任の確立等により、新しい社会福祉の理念が生まれた。

戦争により各種の民間組織や民間施設は壊滅したが、諸制度が民主化されるに伴い、社会事業団体や連絡団体が結成され、新たに強力かつ新鮮な民間団体の設立を要望する声が高まってきた。

(2) 中央社会福祉協議会の設立

昭和26(1951)年、民間の社会福祉活動の強化を図るため、中央社会福祉協議会(現在の全国社会福祉協議会(全社協))が設立された。

(3) 奈良県社会福祉協議会の設立

昭和26(1951)年、「社会福祉事業法」が制定されたことから、奈良県においても同年9月に奈良県社会福祉協議会(奈良県社協)が設立された。

(4) 橿原市の発足

昭和31(1956)年2月、磯城郡耳成村・高市郡畝傍町・鴨公村・八木町・今井町・真菅村が合併して橿原市が発足した。その後、同年7月、高市郡金橋村・新沢村を、同年9月、桜井市の一部(大字池尻・南山・戒外・南浦・木之本・下八釣・膳夫・出合・出垣内)を、昭和32(1957)年7月、大和高田市の一部(大字箸喰)、磯城郡田原本町の一部(大字飯高・大垣・豊田・西新堂・新口)を編入し、現在の橿原市となっている。

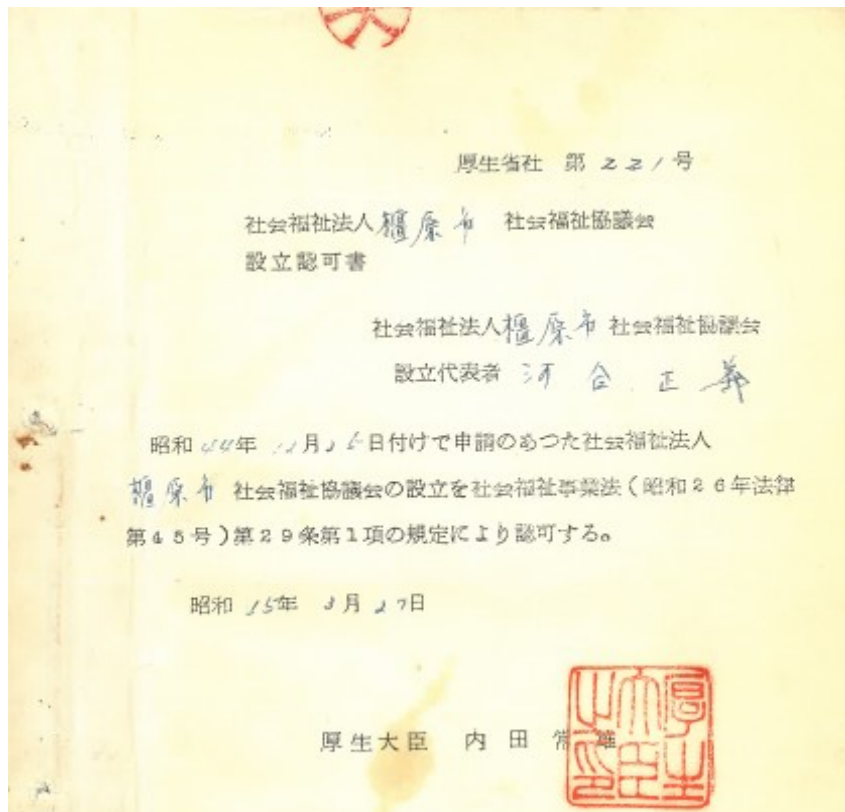
(5) 橿原市社会福祉協議会の設立

昭和27(1952)年、厚生省社会局長からの通達により、全国的な社会福祉協議会の結成の動きに対応し、橿原市においても設立準備が進められた。そして、昭和35(1960)年5月1日、福祉関係者や市民団体などによって「橿原市社会福祉協議会」が任意団体として設立され、橿原市における各種福祉団体の連絡調整を図ることにより、社会福祉事業の推進と明朗な地域社会の建設に向けてその第一歩を踏み出した。

(6) 橿原市社会福祉協議会の法人化

昭和41(1966)年、厚生省社会局長からの通達において全国的に社会福祉協議会の法人

化への指導が強められた。檀原市社協においても、事業活動の充実と財政規模の拡大により、その目的である地域社会福祉の増進を図るため、新たに定款を定め、昭和44(1969)年12月25日、厚生大臣に社会福祉法人設立認可を申請し、昭和45(1970)年3月27日、その認可がされ、同年4月17日に登記が完了した。



社会福祉法人設立の趣意

地域社会福祉の増進は、困難な事業であると共に、極めて重要なことであるが、国及び地方公共団体の社会福祉施策よろしきを得ると共に、社協活動の推進により、はじめてその効果をあげうるものである。

もともと市社会福祉協議会に対する強い関心と理解を深め各福祉団体の連絡調整を図ることを主な使命としている。

これがため当市においては昭和31年10月任意団体檀原市社会福祉協議会を組織した。以来10年余り関係者の協力により、発展を見たとはいえず、変化する社会の現状にかんがみその活動尚十分とはいえず。

よつて法の示すとこいに従い、これを解散し、社会福祉法人檀原市福祉協議会を設立せんとするものである。

(7) 年 表

ア. 昭和 34 (1959) 年までの国、県及び市の主な状況は次のとおりである。

昭和 21 年	「日本国憲法」公布。「生活保護法」、「民生委員令」公布
昭和 22 年	「児童福祉法」公布 共同募金中央委員会発足。第 1 回共同募金運動実施
昭和 23 年	「民生委員法」、「人身保護法」公布。「里親制度」開始
昭和 24 年	「身体障害者福祉法」公布
昭和 25 年	「精神衛生法」、新「生活保護法」公布
昭和 26 年	「社会福祉事業法」公布。「児童憲章」制定 「としよりの日」運動開始（昭和 41 年 9 月 15 日「敬老の日」祝日指定） 中央社会福祉協議会発足（現在の全国社会福祉協議会） 【奈良県】奈良県社会福祉協議会発足。福祉事務所発足
昭和 27 年	「日本赤十字法」公布 「小地域社会福祉協議会組織の整備について」厚生省通知
昭和 30 年	「世帯更生資金貸付制度」発足（平成元年、生活福祉資金に改称） 社会福祉法人全国社会福祉協議会発足（改称） 【奈良県】社会福祉法人奈良県社会福祉協議会発足
昭和 31 年	「経済白書」発表 【橿原市】磯城郡耳成村・高市郡畝傍町・鴨公村・八木町・今井町・真菅村が合併して市制を施行（「橿原市」誕生）。高市郡金橋村・新沢村を編入。桜井市の一部（大字池尻・南山・戒外・南浦・木之本・下八釣・膳夫・出合・出垣内）を編入。好川市長就任。市章制定
昭和 32 年	【橿原市】大和高田市の一部（大字箸喰）、磯城郡田原本町の一部（大字飯高・大垣・豊田・西新堂・新口）を編入。香久山幼稚園創立
昭和 33 年	「国民健康保険法」公布
昭和 34 年	「国民年金法」公布 歳末たすけあい募金開始 【橿原市】鴨公幼稚園創立。新沢小学校創立。市民だより 1 号発刊

イ. 昭和 35（1960）年以後の主な状況は次のとおりである。

年	市社協	市	国及び県
昭和 35 年 (1960)	・ 橿原市社会福祉協議会設立 【主な活動】「国民たすけあい」の共同募金・歳末たすけあい募金運動、心配ごと相談、民生委員・児童委員との協働活動		・「精神薄弱者福祉法」、「身体障害者雇用促進法」公布 ・「国民所得倍増計画」決定
昭和 36 年 (1961)		・市庁舎落成 ・市消防署設置 ・更生保護女性会設立	・「国民皆年金・皆保険体制」確立
昭和 37 年 (1962)		・橿原市史刊行 ・建国文化都市宣言	・全社協「社会福祉協議会基本要項」策定 ・全国老人クラブ連合会発足
昭和 38 年 (1963)	・ 橿原市善意銀行設置	・新沢幼稚園創立 ・老人クラブ連合会設立	・「老人福祉法」公布 ・奈良県社協「中央善意銀行」設置
昭和 39 年 (1964)			・東海道新幹線開業 ・東京オリンピック開催 ・「母子福祉法」施行
昭和 40 年 (1965)		・耳成幼稚園創立	・名神高速道路全線開通
昭和 41 年 (1966)		・宮崎市と姉妹都市盟約締結	・福祉活動専門員設置
昭和 42 年 (1967)		・大久保町・飛驒町両隣保館設置	・「公害対策基本法」公布
昭和 43 年 (1968)		・近鉄八木駅北広場整備	・全社協施設協議会連絡会設置
昭和 44 年 (1969)		・自治委員連合会設立 ・医師会設立	・いざなぎ景気
昭和 45 年 (1970)	・ 社会福祉法人認可 ・河合正義会長就任 ・市庁舎別館に事務局設置	・ごみ処理場完成 ・消防庁舎落成 ・白檀南小学校創立 ・白檀中学校創立	・大阪万国博覧会開催 ・「心身障害者対策基本法」公布 ・高齢化率 7.1%超（高齢化社会）
昭和 46 年 (1971)		・白檀南幼稚園創立 ・川西保育所開所 ・市公民館・市立体育館落成 ・保健センター創立	・「児童手当法」公布 ・奈良県社協事務局移転（奈良市高畑町）
昭和 47 年 (1972)		・森市長就任 ・老人医療無料化対象年齢を 75 歳から 70 歳に引き下げ ・「心身障害児福祉年金制度」実施 ・老人医療無料化対象年齢を 70 歳から 68 歳に引き下げ ・広報「かしはら」1号発刊 ・保育協議会設立 ・小・中学校校長会設立	・日中共同声明（日中国交回復） ・沖縄県本土復帰 ・社協シンボルマーク制定
昭和 48 年 (1973)		・耳成南小学校創立 ・橿原市土地開発公社設立 ・大久保保育所開所	・福祉元年 ・第 1 次オイルショック ・全社協「市町村社協活動強化要項」策定 ・県人口 100 万人突破
昭和 49 年 (1974)		・真菅北小学校創立 ・休日応急診療所開所 ・消防署北出張所開所	

年	市社協	市	国及び県
昭和50年 (1975)		・真菅北幼稚園創立 ・三浦市長就任 ・かしの木園開園	・全社協「社会福祉研修センター」設置 ・全社協「中央ボランティア・センター」設置
昭和51年 (1976)	・和田良順会長就任	・畷傍東小学校創立 ・耳成南幼稚園創立 ・金橋保育所開所 ・市の木・花、市旗制定	・全社協「社会福祉協議会共済制度」開始
昭和52年 (1977)	・ボランティア・スクール“婦人の集い”開催	・人口10万人突破 ・白檀北小学校創立 ・畷傍東幼稚園創立 ・市の色制定	・全社協「全国ボランティア活動振興センター（中央ボランティア・センター改組）」設置
昭和53年 (1978)	・ボランティア・グループ“みみなし”設立 ・耳成福祉会結成（10団体参加） ・敬老をPRする立看板を設置（耳成地区内約30ヶ所） ・老人意識のアンケート調査実施	・白檀北幼稚園創立 ・分庁舎・保健センター落成 ・老人福祉センター「千寿荘」落成 ・ごみ焼却処理施設落成 ・千塚資料館落成	・成田国際空港開港 ・県ボランティア連絡協議会発足 ・奈良県社協「ボランティアセンター」設置
昭和54年 (1979)	・ボランティア連絡協議会設立 ・一人暮らし高齢者を対象にふれあい給食サービスを実施（耳成地区） ・老人憩の家に事務局移転 ・市庁舎南館に事務局移転	・耳成西小学校創立 ・大久保児童館落成 ・婦人会館「働く婦人の家」落成 ・青少年会館「勤労青少年ホーム」落成	・国際児童年 ・第2次オイルショック ・全社協「在宅福祉サービスの戦略」発表 ・県心身障害者福祉センター開所
昭和55年 (1980)	・岡山好夫会長就任 ・社協積立金（現・法人運営事業積立金）設置	・休日夜間応急診療所設置 ・耳成西幼稚園創立 ・サイクリングターミナル「千輪荘」落成 ・運動公園総合プール完成 ・障害者団体協議会設立	・全国ホームヘルパー協議会設立 ・シルバー人材センター設立促進 ・第1回社会福祉協議会全国大会開催 ・県人口130万人突破 ・上田知事就任（奈良県社協会長）
昭和56年 (1981)	・全社協会長表彰受賞 ・豊岡市社協（兵庫県）視察受入	・飛驒地区公共センター落成	・国際障害者年 ・全社協「地域福祉特別委員会（現・地域福祉推進委員会）」設置 ・全国社会福祉施設経営者協議会設立
昭和57年 (1982)		・香久山公民館落成	・全社協「社協基盤強化の方針」発表
昭和58年 (1983)	・神戸市中央区社協（兵庫県）視察受入 ・一人暮らし高齢者を対象にふれあい給食サービスを実施（真菅地区）	・八木地区公民館落成 ・檀原中学校創立 ・今井地区公民館落成	・「社会福祉事業法」改正（市町村社会福祉協議会法制化）
昭和59年 (1984)		・新沢地区公民館落成 ・飛驒老人憩の家・飛驒児童公園・日高山共同浴場落成	・「わかくさ国体」開催
昭和60年 (1985)	・尼崎市社協（兵庫県）視察受入 ・新居浜市社協（愛媛県）視察受入	・畷傍地区公民館落成 ・金橋地区公民館落成 ・第1次行政改革大綱策定	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「福祉ボランティアのまちづくり事業（ボラントピア事業）」開始 ・身体障害者団体連絡協議会設立
昭和61年 (1986)	・三浦太郎会長就任	・市制30周年記念式典	・身体障害者施設協議会設立

年	市社協	市	国及び県
昭和 62 年 (1987)	・敬老を PR する立看板を設置（真菅地区内 3 ヶ所）	・市営斎場（火葬場、葬斎場）落成 ・中和広域消防組合発足	・「社会福祉士及び介護福祉士法」、「精神保健法」公布
昭和 63 年 (1988)	・第 1 回“市民ふれあい広場”バザー開催		・厚生省・労働省「福祉ビジョン」発表
平成元年 (1989)	・老人家庭奉仕員派遣事業（家事援助サービス）開始	・昆虫館開館	・消費税導入（3%） ・長寿社会開発センター発足 ・「高齢者保健福祉推進 10 年戦略（ゴールドプラン）」策定 ・「心配ごと相談所運営強化策」策定
平成 2 年 (1990)	・生活福祉資金貸付制度（世帯更生資金貸付制度改称）実施 ・第 1 回福祉大会開催	・水道局新庁舎完成	・バブル経済の崩壊 ・「知的障害者福祉法（精神薄弱者福祉法改称）」公布 ・県長寿社会推進センター開設
平成 3 年 (1991)		・商工経済会館落成 ・畷傍中学校夜間学級開設 ・中和広域消防組合消防本部・橿原消防署新庁舎完成	・「育児休業法」公布 ・「ふれあいのまちづくり事業」開始 ・柿本知事就任（奈良県社協会長）
平成 4 年 (1992)	・ボランティア活動普及事業（ボランティア協力校）開始	・岡橋市長就任	・「福祉人材確保法」公布 ・全社協「新・社会福祉協議会基本要項」策定
平成 5 年 (1993)	・岡橋四郎会長就任	・香久山体育館オープン ・今井町が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定	・「障害者基本法（心身障害者対策基本法改称）」公布 ・全国デイサービスセンター協議会発足 ・奈良県社協「福祉人材センター」設置
平成 6 年 (1994)		・人口 12 万人突破 ・橿原観光物産センターオープン ・“シルバーネットワークかしはら”推進協議会設立	・厚生省懇談会「21 世紀福祉ビジョン」とりまとめ ・「高齢者保健福祉推進 10 年戦略の見直し（新ゴールドプラン）」策定 ・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」策定 ・日本介護福祉士会設立 ・こども未来財団発足 ・高齢化率 14%超（高齢社会） ・県社会福祉総合センター開館（奈良県社協事務局移転） ・県シルバー人材センター協議会発足
平成 7 年 (1995)		・今井まちなみ交流センター「花薨」落成 ・ロマンピア藤原京`95 開会 ・満 2 歳未満の「乳幼児医療費補助制度」実施 ・消防署東出張所開所 ・安曾田市長就任 ・薬剤師会設立	・阪神・淡路大震災発生 ・ボランティア元年 ・「高齢社会対策基本法」、「育児・介護休業法」公布 ・「障害者プラン（ノーマライゼーション 7 年戦略）」策定 ・全社協「事業型社協推進の指針（改訂版）」発表 ・「県住みよい福祉のまちづくり条例」制定

年	市社協	市	国及び県
平成 8 年 (1996)	<ul style="list-style-type: none"> ・安曾田豊会長就任 ・かしはら万葉ホールに事務局移転 ・ホームヘルプサービス事業(老人家庭奉仕員派遣事業改称)開始 ・身体障害者ホームヘルプサービス事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・60 歳以上の基本健康診査の無料化 ・国民健康保険加入者の健康診査の無料化 ・市制 40 周年記念式典開催 ・かしはら万葉ホール落成 ・福祉センター「やわらぎの郷」落成 ・橿原市・羽曳野市・田辺市の三市災害相互応援協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金 50 周年
平成 9 年 (1997)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉ふれあいプラン 21 策定 (H9 年度～H18 年度) ・ふれあい電話訪問サービス開始 ・基本基金増額 (150 万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤原京保育所 (日高山保育所改称) 移転開設 ・公益社団法人橿原市シルバー人材センター設立 ・真菅地区公民館落成 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税 5%に引き上げ ・「介護保険法」成立 ・「精神保健福祉士法」、「言語聴覚士法」公布
平成 10 年 (1998)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職員 (プロパー) 採用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新総合計画」策定 ・今井まちづくりセンター落成 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定非営利活動促進法」公布 ・介護支援専門員 (ケアマネジャー) 設置
平成 11 年 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者交流事業開始 		<ul style="list-style-type: none"> ・県営福祉パークオープン ・「古都奈良の文化財」世界遺産登録 ・国際高齢者年 ・平成の大合併スタート ・「成年後見制度」制定 ・「新エンゼルプラン」策定 ・「今後 5 か年間の高齢者保健福祉施策の方向 (ゴールドプラン 21)」策定 ・「21 世紀における国民健康づくり運動 (健康日本 21)」策定 ・全社協「地域福祉権利擁護事業」開始
平成 12 年 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問介護事業開始 ・指定居宅介護支援事業開始 (～H21 年) ・福祉ガイドマップ作成 ・ますげいなほ会開所 ・生活管理指導員派遣事業開始 (～H24 年) ・地域福祉基金設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・菅我川緑地体育館オープン 	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法 (社会福祉事業法改称)」公布 (社会福祉基礎構造改革) ・「児童虐待防止法」公布 ・「介護保険制度」開始 ・「社会福祉法人会計基準制度」制定
平成 13 年 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だより「いきいき」1 号発刊 ・ホームページ開設 ・地域福祉権利擁護事業 (現・日常生活自立支援事業) 開始 ・社会福祉法人会計基準の制定による会計方針の変更 ・介護保険事業運営積立金設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル館かしはらオープン ・市内郵便局と災害時防災協定締結 ・鴨公地区公民館、鴨公デイサービスセンター落成 ・地域防災無線システム開局 ・今井まちや館開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省 (中央省庁再編) 発足
平成 14 年 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター開設 (～H23 年) ・ボランティアセンター運営委員会設置 (～H23 年) ・ボランティア出前講座開始 ・リフレッシュサロン開設 ・今井校区ふれあいサロン開所 ・車いす貸出事業開始 ・高齢者を対象に「ふれあい交流会～なつかしの名画上映会～」開催 (～H21 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民憲章・市歌制定 ・おおくぼまちづくり館開館 ・第 1 回「橿原夢の森フェスティバル」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者支援費制度」開始 ・「少子化対策プラスワン」発表

年	市社協	市	国及び県
平成 15 年 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者居宅介護等事業・知的障害者居宅介護等事業・児童居宅介護等事業開始（～H18。指定障害福祉サービス事業に移行） ・第 1 回ボランティア交流会開催 ・ボランティアグループ紹介誌 1 号発行 ・保健福祉センター南館に事務局移転 ・金橋地区ふれあいサロン開所（～H31 年） ・総合企画委員会設置（～H29 年） ・地域福祉推進計画策定に向けて小学校区ごとに住民懇談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センター完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」、 ・「少子化社会対策基本法」公布 ・「新障害者プラン」策定
平成 16 年 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 期地域福祉推進計画策定（H16 年度～H20 年度） ・金橋小学校区・新沢小学校区・真菅北小学校区・香久山小学校区・白檀南小学校区・白檀北小学校区・真菅小学校区・畝傍東小学校区に地域福祉推進委員会設立 ・第 1 回ふれあいサロンネットワーク会議開催 ・新沢地区ふれあいサロン開所 ・高砂市社協（兵庫県）視察受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県中越地震発生 ・「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・畝傍南小学校区・耳成小学校区・鴨公小学校区・耳成南小学校区・今井小学校区・畝傍北小学校区・晩成小学校区・耳成西小学校区に地域福祉推進委員会設立 ・第 1 回健康と社会福祉の祭典～ふれあい・いきいき祭～開催 ・香久山地区ふれあいサロン開所 ・地域活動積立金設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターかしはら落成 ・大和三山が国の名勝に指定 ・宮崎市へ災害復旧支援 ・老人福祉施設協議会設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護法」施行 ・「障害者自立支援法」、「高齢者虐待防止法」公布 ・全社協「市区町村社協経営指針」策定
平成 18 年 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進連絡協議会設立 ・指定介護予防訪問介護事業開始 ・指定障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）開始 ・晩成ふれあいサロン開所 	<ul style="list-style-type: none"> ・市制 50 周年・宮崎市姉妹都市 40 周年記念式典開催 ・多地区公民館落成 ・総合防災訓練実施 	
平成 19 年 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・中井靖教会長就任 ・移動支援事業開始 ・畝傍南ふれあいサロン開所 ・「情報公開規程」「個人情報保護規程」制定 ・物品貸出事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震防災対策アクションプログラム策定 ・浄化センター落成 ・コミュニティバス運行開始 ・森下市長就任 	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県中越沖地震発生 ・郵政民営化 ・「労働契約法」公布 ・高齢化率 21%超（超高齢社会） ・荒井知事就任（奈良県社協会長）

年	市社協	市	国及び県
平成 20 年 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・森下豊会長就任 ・春の神武祭参道パレードに参加（～H30） ・第三者委員設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次総合計画前期基本計画策定 ・「洪水ハザードマップ」「地震ハザードマップ」完成 ・白檀幼稚園開園（白檀北幼稚園・白檀南幼稚園統合） ・ファミリー・サポート・センター開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーマンショック ・「後期高齢者医療制度」開始
平成 21 年 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期地域福祉推進計画策定（H21 年度～H25 年度） ・地域包括支援センター設置 ・指定介護予防支援事業開始 ・地域の福祉総合相談窓口「ランチ」開設 ・コミュニティ自動車貸与事業開始 ・「法令遵守推進規程」制定 ・第 1 回ボランティアフェスティバル“檀原”開催 ・全社協会長表彰受賞 		
平成 22 年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回認知症講座開催 ・認知症サポーター養成講座開催 ・認知症 SOS 便利帳発行 ・認知症対策推進委員会設置（～H28 年） ・認知症連携担当者（現・認知症地域支援推進員）配置 ・高齢者虐待個別ケース対応調整会議設置 ・職員採用試験委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・檀原市消費生活センター開設 ・かしはらグリーンドームオープン 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構（社会保険庁廃止）発足 ・平城遷都 1300 年祭開催
平成 23 年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター機能の移転（観光交流センター「市民活動交流広場」へ） ・指定障害福祉サービス事業（同行援護）開始 ・畷傍北ふれあいサロン開所 ・東日本大震災被災地に職員派遣 ・台風第 12 号被災地に職員派遣 ・津山市社協（岡山県）視察受入 ・介護予防支援事業運営積立金設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・かしはらナビプラザオープン 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災発生 ・平成 23 年台風第 12 号（紀伊半島豪雨）発生 ・「障害者虐待防止法」公布
平成 24 年 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンしらかし広場開所 ・善意銀行預託金事業開始 ・第 1 期小学校区地域福祉行動計画（アクションプログラム）策定開始（～H29 年度） ・感謝状贈呈審査委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1、第 2、第 3 こども園開園 ・ふるさとハローワークオープン 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京スカイツリー開業 ・「障害者総合支援法（障害者自立支援法改称）」、「子ども・子育て支援法」公布
平成 25 年 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だより「いきいき」30 号発行 ・刈谷市社協（愛知県）視察受入 ・傾聴ボランティアえがお設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次総合計画後期基本計画策定 ・かしはら安心パークオープン 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者差別解消法」、「生活困窮者自立支援法」公布 ・まほろば健康パークオープン

年	市社協	市	国及び県
平成 26 年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画、発展・強化アクションプログラム策定（H26 年度～R5 年度） 第 3 期地域福祉推進計画策定（H26 年度～H30 年度） ふれあいサロン耳成開所 オレンジカフェ（認知症カフェ）開始 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史に憩う榎原市博物館オープン こども総合支援センターオープン 第 4、第 5 こども園開園 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税 8%に引き上げ
平成 27 年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定 耳成南ふれあいサロン～イトヤキ会～開所 小学校区・中学校区ごとに「かしはら街の介護相談室」設置 県内社会福祉協議会による「災害時の相互支援活動に関する協定」締結 社会福祉法人会計基準の見直しによる会計方針の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 県立医科大学と「包括的な連携協力に関する協定」締結 	<ul style="list-style-type: none"> 予防給付サービスの介護予防・日常生活支援総合事業への移行開始
平成 28 年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> 指定第一号訪問事業開始（指定介護予防訪問介護事業移行） 第一号介護予防支援事業開始 生活支援コーディネーター設置 認知症初期集中支援チーム設置 県社会福祉法人共同事業（まほろば幸いネット）に参画 平成 28 年熊本地震被災地に職員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 榎原市制 60 周年・宮崎市姉妹都市 50 周年記念式典開催 「シルクの杜」「新沢千塚ふれあいの里」同時オープン 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震発生 マイナンバー制度開始 「社会福祉法」改正（社会福祉法人制度改革） 共同募金 70 周年
平成 29 年 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人制度改革による理事・監事・評議員体制の見直し 評議員選任・解任委員会設置 真菅北ひまわりサロン開所 		<ul style="list-style-type: none"> 民生委員制度 100 周年
平成 30 年 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 社協だより「いきいき」50 号発刊 鴨公まほろばふれあいサロン開所 関係 13 団体において「榎原市の空家等の流通促進等に関する連携協定」締結 奈良県・市町村長サミットに参加 平成 30 年 7 月豪雨被災地に職員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 新分庁舎と宿泊施設を兼ね備えた複合施設「ミグランス」完成 パスポートセンターオープン 空家等対策プラットフォーム設立 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）発生
令和元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 期地域福祉推進計画策定（R1 年度～R5 年度） ベトナム視察団（ホーチミン市）受入 声の「いきいき」開始 障がい者等支援基金設置 	<ul style="list-style-type: none"> 広報かしはら 1000 号発刊 亀田市長就任 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年台風 19 号災害発生 消費税 10%に引き上げ
令和 2 年 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 亀田忠彦会長就任 第 1 回災害ボランティアセンター設置・運営訓練実施 		<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行

Ⅱ 檀原市社協の活動と基盤強化

(1) 昭和期の活動

檀原市社協は、昭和 35 年 5 月 1 日に任意団体として設立した。その当時の活動は、全社協が昭和 32 年に策定した「市区町村社会福祉協議会当面の活動方針」、昭和 37 年に策定した「社会福祉協議会基本要項」を基に展開している。主な活動は、国民たすけあいの共同募金・歳末たすけあい募金運動の推進や、心配ごと相談、民生委員・児童委員との協働活動、善意銀行の運営などであった。

その後、檀原市社協は昭和 45 年 3 月 27 日に社会福祉法人としての設立を認可され、同年 4 月 17 日に「社会福祉法人檀原市社会福祉協議会」が設立した。昭和 50 年代には、ボランティアグループの発足支援や、「檀原市ボランティア連絡協議会」の設立支援、また、そのボランティアの協力を得て一人暮らし高齢者の見守り活動などを展開している。

昭和 58 年、社会福祉事業法の改正により、市町村社協の法制化が行われた。この法制化により、地域福祉や在宅福祉サービスにおける社協の役割が明確になり、その後の社協活動の拡充につながった。



(2) 平成期の活動

平成 4 年、全社協はこれまでの「社会福祉協議会基本要項」による実践を踏まえ、社協の新たな性格、機能・役割、組織、そして今後の社協の方向づけなどを示す活動指針として、「新・社会福祉協議会基本要項」を策定した。また、平成 5 年、この新・基本要項を具体化した地域福祉確立のための社協発展・強化計画として「ふれあいネットワークプラン 21」を策定し、このプランを基に新しい社協のあり方を示した「事業型社協」を推進した。

檀原市社協は、これを受けて、平成 8 年に今後の活動のあり方について長期的展望をもつ「檀原市地域福祉ふれあいプラン 21 (21 世紀をきり拓く社会福祉協議会発展強化計画)」を策定した。そして、平成 10 年にはプロパー職員の採用を開始し、事務局体制の構築を進めた。

平成 12 年、社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられ、社協が地域福祉を推進する団体として明確に位置づけられた。同時に、社会福祉法人の経営基盤の強化や透明性の確保なども求められた。また、介護保険法が施行され、利用者の立場に立った福祉サービスの提供と、その質の向上も求められることになった。これらは一体的に社会福祉基礎構造改革として進められた。特に、在宅福祉サービスの分野では、営利企業や NPO 法人の参入が進み、社協の存在意義が改めて問われることとなった。



このような状況の中、檀原市社協は、平成 12 年 4 月に介護保険事業に参入し、指定訪問介護事業と指定居宅介護支援事業（平成



21年廃止)を実施した。そして、「地域型社協」の機能と「事業型社協」の機能の両立を目指して活動に取り組んだ。その結果、平成12年以降、地域福祉活動として、ふれあいサロンの開設や地域福祉推進委員会の設立、ボランティアセンターの開設(平成23年「市民活動交流広場」に移管)、広報紙(社協だより「いきいき」)の発行などを進めた。また、在宅福祉サービスの充実として、指定障害福祉サービス事業や移動支援事業を実施した。さらに、平成21年からは「地域包括支援センター」を設置し、地域包括ケアシステムの深化・推進にも取り組んでいる。平成26年には、地域福祉を推進する中核的な団体としての事業運営、経営のビジョンや目標を明確にするため、「基本計画」と「発展・強化アクションプログラム」を策定し、「地域福祉推進計画」と連携することで、社協活動と地域福祉の取組を進めた。

平成29年、社会福祉法の改正により、社会福祉法人制度改革がスタートし、経営組織のガバナンスの強化や、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などが求められ、社会福祉法人のあり方が大きく見直された。檀原市社協においても、これに対応するため、役員等の選出区分や選出団体を見直すとともに、理事会・評議員会の機能強化とそれぞれの牽制機能の強化を再構築した。また、内部留保金の明確化や財務諸表の公表についても積極的に取り組んだ。

(3) 令和のこれから

令和2年、新型コロナウイルス感染症が拡大し、人と人が距離をとることや接触する機会を減らすことが求められ、地域では、特に高齢者が孤立化するとともに、さまざまな生活課題が世代や属性を問わずに誰にでも起こりうる状況となった。このような状況においても、檀原市社協は、地域福祉としてのつながりづくりの大切さを再確認するとともに、これまでの福祉のあゆみを止めず、地域住民や福祉関係者と力を合わせ、



Ⅲ 地域福祉の取組

(1) 檀原市第1期地域福祉推進計画の策定

平成12年に改正された社会福祉法において、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられた。それまでの高齢者、障がい者、児童といった特定の人に対する「社会福祉」から、地域が抱える様々な課題を地域住民がお互いに支え合い、助け合うことで解決を目指す「地域福祉」が広く呼びかけられた。

そのような中、平成16年9月、檀原市における今後5年間の地域福祉の指針となる「檀原市第1期地域福祉推進計画（理念：みんなでつくる健やかで安心して心豊かに暮らせるまち）」を市との協働により策定した。策定にあたっては、地域福祉の取組を小学校区単位として捉え、計画策定に向けて講座やワークショップ、住民懇談会を開催した。住民懇談会では、延べ3,000人が参加し、「福祉のまちづくり」について話し合い、その意見が集約された。そして、第1期計画を“地域福祉を根付かせる計画”と位置づけ、地域住民への周知・啓発に取り組んだ。



(2) 小学校区地域福祉推進委員会の設立

平成16年から平成17年にかけて、第1期計画の目標を実現するため、16小学校区のすべてに地域福祉推進委員会（推進委員会）が設立された。推進委員会では、自治会、民生委員・児童委員、老人会など様々な団体や個人が力を合わせて、「みんなの地域をみんなで協力し合い、みんなで創りあげる」をテーマに、地域のつながりづくりに取り組まれている。檀原市と檀原市社協は、推進委員会の活動を支援し、三者が連携することによって地域福祉のまちづくりを進めてきた。

また、平成18年2月、推進委員会間の情報の共有と連携を図り、ネットワークを構築するため、檀原市地域福祉推進連絡協議会（連絡協議会）が立ち上げられた。



その後、推進委員会では、平成24年から平成29年にかけて、“地域福祉の根の定着”を目指して「小学校区地域福祉行動計画（アクションプログラム）」の策定が進められた。それぞれの小学校区における中長期的な方向性を明確にし、更なる地域福祉の推進に取り組まれている。



【推進委員会の設立と校区目標】

小学校区	設立年月日	校区目標
耳成	平成 17 年 5 月 25 日	話しあおうよ。みんなしてより透明な活気ある まちづくりへ ～わがまち再発見～
耳成南	平成 17 年 7 月 13 日	耳成の山ふところにいだかれて みんなやさしく心豊かなまちづくり
耳成西	平成 17 年 10 月 6 日	心が通じ合う 安全・安心のまちづくり
晩成	平成 17 年 9 月 24 日	心身共に健康で互いに支えあうまちづくり
鴨公	平成 17 年 6 月 5 日	古い京（みやこ）に生まれ 未来に広げよう 交流の輪
香久山	平成 17 年 1 月 29 日	思いやる心、豊かな自然 地域を愛し、 楽しく暮らそう “まほろばの里”
畝傍東	平成 17 年 3 月 13 日	やればできる！！明るい住みよいふれあいのある街づくり ～誰もが大好きなまち畝傍東～
畝傍南	平成 17 年 4 月 11 日	人とふれあい 自然とふれあう 美しい歴史の町をはぐくもう
畝傍北	平成 17 年 8 月 27 日	古いも若きも 気軽に声をかけあい 明るい住みよい 町づくり～ふるさとのおいがするまちへ～
白檀南	平成 17 年 2 月 13 日	未来に育む活力を！ ～あした しらかし 美しい街～
白檀北	平成 17 年 2 月 13 日	未来に育む活力を！ ～あした しらかし 美しい街～
今井	平成 17 年 7 月 31 日	人が元気 心が豊か 癒しある歴史のまち
真菅	平成 17 年 2 月 26 日	ご近所パワーで太いきずなの住みよいまちづくり ～人が優しく、気軽に話せるまちへ～
真菅北	平成 17 年 1 月 25 日	笑顔であいさつ 心つながる夢の郷
金橋	平成 16 年 9 月 12 日	あいさつが響きわたる豊かな支え合いのまちづくり ～夢と希望の新しいまち “金橋”～
新沢	平成 16 年 12 月 16 日	あいさつで 心をつなぐ 豊かなまち “新沢”

【推進委員会の主な取組】



ふれあいウォーク

(新沢小学校区)
春や秋など自然の移り変わりを感じる季節に、景色や歴史を楽しみながら歩き、健康づくりとふれあいを目的に実施しています。

ふれあいサロン

(真菅北小学校区)
地域における65歳以上の高齢者の集いの場です。介護予防事業の一環として、軽スポーツ、体操、手芸など様々な活動をしています。



ふれあい交流会

(金橋小学校区)
各小学校区において地域住民を対象に演奏、落語、世代間交流など、様々な催しを実施しています。



子どもの見守り活動

(今井小学校区)
子どもの登下校時の立哨活動や青色防犯パトロールを実施しています。

三ニサロン

(耳成南小学校区)
各町の住民同士のつながりを深めるため、集会所等を活用して様々なイベントを実施しています。



カラオケ大会

(香久山小学校区)
地域の歌自慢・のど自慢の方が日ごろの練習の成果を披露しています。応援にも熱が入ります。

(3) 第2期計画・第3期計画の策定

第1期計画の策定により、檀原市において地域福祉の取組がスタートし、計画期間の5年間で着実にその広がりをみせた。そこで、これまでの第1期計画の成果を踏まえながら、地域を取り巻く社会状況と住民意識の変化などを把握し、平成21年3月、第2期計画（平成21年度～平成25年度）を策定した。この計画は、檀原市が策定する「地域福祉計画」、檀原市社協が策定する「地域福祉活動計画」、連絡協議会が策定する「地域福祉の活動方針」を一体的に策定し、三者の取組をまとめたものとした。そして、これを“地域福祉の裾野を広げる計画”と位置づけた。

平成23年3月に東日本大震災が発生し、安全・安心に対する地域住民の期待が増すとともに、地域の絆をもう一度見直す機運が高まった。そのような中、平成26年3月、檀原市を取り巻く社会情勢の変化に対応しながら、“地域福祉を担う次世代との連携計画”と位置づけた第3期計画（平成26年度～平成30年度）を策定した。これにより、安全で安心できるコミュニティをより一層



育むとともに、これからの地域福祉を担う人材の確保と育成を目指した。

(4) 第4期計画の策定

少子高齢化、核家族化がさらに進む中、地域のつながりが希薄になり、地域が抱える課題は、孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、虐待、生活困窮、ひきこもりなど複合化・複雑化してきた。また、第3期計画の策定以降、国においては「生活困窮者自立支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などが施行されたほか、介護保険法の改正による「地域包括ケアシステム」の深化・推進が進められている。さらに、平成30年4月には、社会福祉法の改正により、地域福祉計画を福祉分野の上位計画として位置づけることが必要とされ、計画策定が努力義務化された。

これらの背景・趣旨を踏まえて、平成31年3月、“だれもが地域の一員として地域福祉を支える計画”と位置づけた第4期計画（令和元年度～令和5年度）を策定した。これにより、地域の課題を我が事として捉え、地域で支え合う仕組みができるよう、またそれらを受け止める包括的な体制づくりを目指して、地域福祉の取組を進めている。

特に、第4期計画策定にあたって実施した推進委員会ヒアリングや市民アンケートでは、「子どもに対する取組の充実」や「地域の子どもとの関わり」、「地域福祉の担い手の育成」などが課題としてあがった。そのため、令和元年度からは、推進委員会による「子どもと地域との交流」を支援・推進した。そして、この取組により、親世代の大人の参加も促し、地域とつながることによって地域福祉への関心を高め、次世代の地域福祉の担い手の育成につなげている。



【 理 念 】

みんなでつくる
健やかで安心して心豊かに暮らせるまち

【 基 本 目 標 】

- I 支え合いの活動が活発なまちづくり
- II 地域福祉の担い手が育つまちづくり
- III 安全で安心できるまちづくり

IV 地域包括ケアシステムの深化・推進



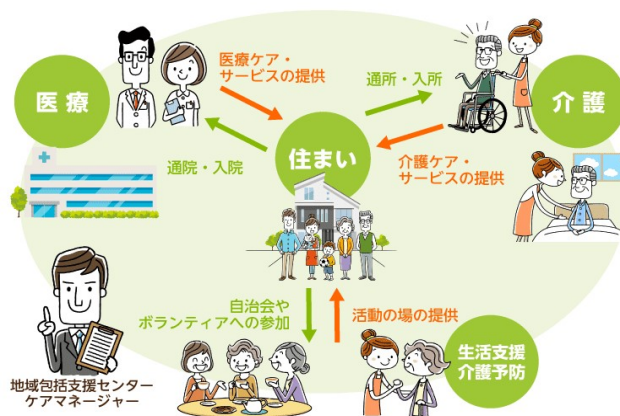
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、平成12年に介護保険制度がスタートした。その後、介護保険制度は、高齢者の増加とともに、介護が必要な高齢者等の生活の支えとして、定着・発展している。平成17年の介護保険法改正（平成18年施行）では、「地域包括ケアシステム」という用語が用いられ、地域住民の介護や医療に関する相談窓口「地域包括支援センター」の創設が打ち出された。これにより、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を目指し、国は、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきた。そして、平成23年の介護保険法改正（平成24年施行）では、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設を、平成26年の介護保険法改正（平成27年施行）では、在宅医療と介護連携の推進、地域ケア会議の推進、認知症施策の推進などの地域支援事業の充実などが取り入れられ、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指している。

さらに、平成30年に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政が協働し、公的な支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していけるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備が求められている。これは「必要な支援を包括的に提供する」という「地域包括ケアシステム」の考え方を、障がい者や子ども等への支援にも広げ、複合的な生活課題を抱えた家庭等にも対応できる体制を強化しようとするものとなっている。

このような中、橿原市では、平成12年度に「第1期介護保険事業計画」を策定し、その後3年ごとにこの計画を見直してきた。平成30年度には、「橿原市第8期老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定している。計画では、地域包括ケアシステムを支えるネットワークづくりとして、地域包括支援センターと各小中学校区に配置したかしはら街の介護相談室を中心に、自立支援・重度化防止に向けて、地域に密着した実態把握や介護予防・生活支援の取組を進め、地域のさまざまな社会資源と連携した地域包括ケアシステムの充実を図ることが示されている。

地域包括ケアシステムのイメージ



※地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定（出典：厚生労働省）

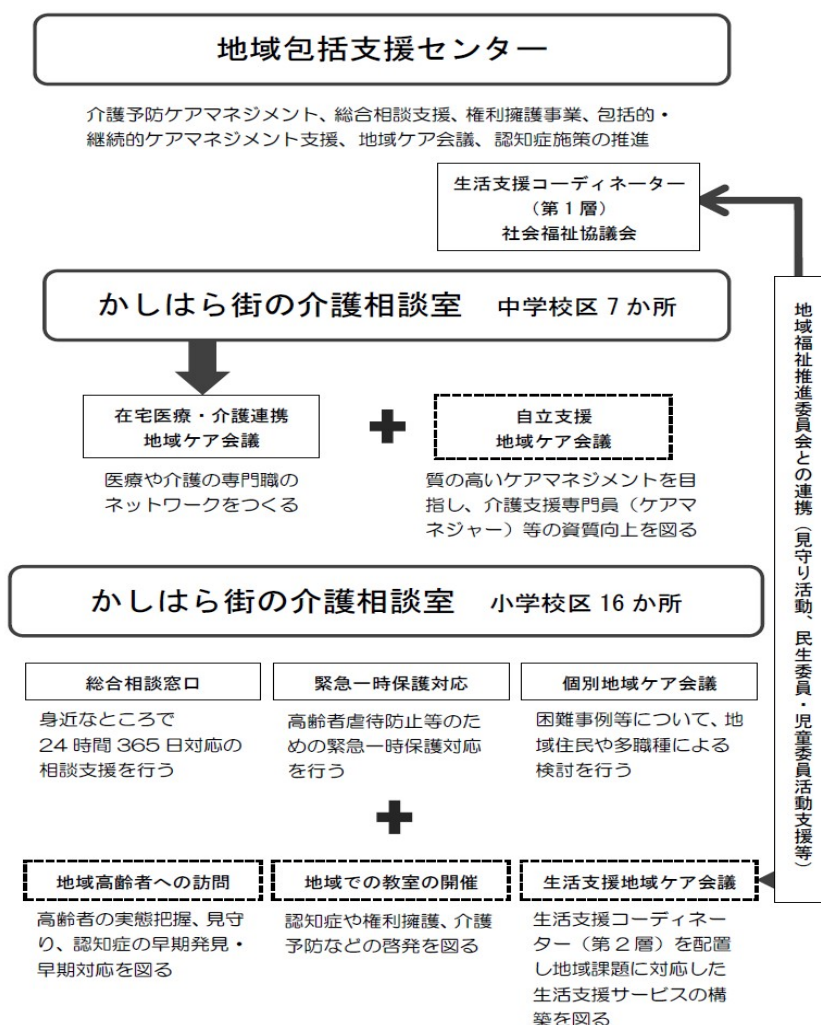
(2) 地域包括支援センターの設置

檀原市社協は、平成21年4月に、檀原市から包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント）の委託を受け、地域包括支援センター（センター）を設置した。センターでは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー・ケアマネジャーなどの専門職がチームとして連携し、高齢者やその家族が抱える悩みや困りごとの相談に応じてきた。センターの設置に伴い、市内老人福祉施設5施設の協力を得て、高齢者が身近で相談しやすい福祉総合相談窓口として「ブランチ」を開設した。



その後、地域包括ケアシステムの強化として、市内を統括する中心的な機関としてセンターを位置づけ、より地域と密接なつながりをつくっていくために、平成27年10月から既存の「ブランチ」を「かしはら街の介護相談室」と名称を改めるとともに、中学校区と小学校区ごとの23か所に増設し、体制を再構築した。

地域包括ケアシステムの強化



【かしはら街の介護相談室】

○小学校区

高齢者個人の困りごとや地域の課題の解決などに取り組む。

(総合相談窓口、高齢者宅の訪問、地域住民対象の介護予防等の教室の開催、生活支援地域ケア会議の開催など)



小学校区	事業者名	小学校区	事業者名
耳成	檀原の郷	白檀南	桃寿園
耳成南	バンデ（絆）	白檀北	桃寿園
晩成	あすならホーム畝傍	今井	ぼれぼれ八木西スクエア
鴨公	大和三山	真菅	ぼれぼれ八木西スクエア
香久山	香久山インパレス	真菅北	檀原の郷
畝傍東	檀原園	耳成西	檀原の郷
畝傍南	檀原園	金橋	かなはし苑
畝傍北	あすならホーム畝傍	新沢	西井クリニック

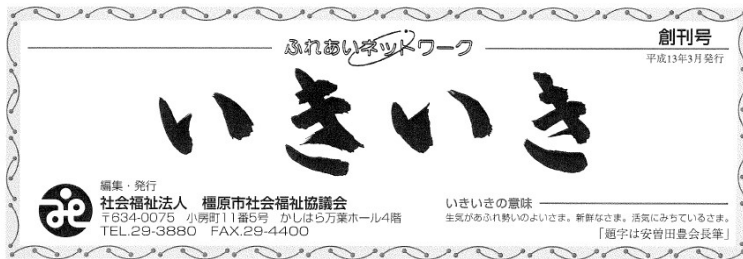
○中学校区

地域の医療と介護のネットワークの構築などに取り組む。

(在宅医療・介護連携地域ケア会議、自立支援地域ケア会議の開催など)

中学校区	事業者名	中学校区	事業者名
八木（北）	大和三山	大成	かなはし苑
八木（南）	香久山インパレス	檀原	檀原の郷
畝傍	平成まほろば病院	光陽	桃寿園
白檀	檀原園		

V 社協だより「いきいき」より



創刊号
平成13年3月

編集・発行
社会福祉法人 檀原市社会福祉協議会
〒634-0075 小房町11番5号 かしはら万葉ホール4階
TEL.29-3880 FAX.29-4400

いきいきの意味
生気あふれ勢いのよいさま。新鮮なさま。活気にみちているさま。
〔題字は安曾田豊会長筆〕



「いきいき」の創刊にあたって
檀原市社会福祉協議会
会長 安曾田 豊 (檀原市長)

会員及び関係者の皆様には日頃より社会福祉協議会運営に格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さてこの度、本会の活動をより多くの方々に理解と関心をいただくため、機関紙を発行する運びとなりました。21世紀に入り、時代は本格的な少子・高齢社会を迎え、福祉に対するニーズはますます増大・多様化しています。それに伴い社会福祉をとりまく状況も昨年の「介護保険制度の施行」や、「社会福祉法の成立」にみられるように大きく変化してきています。社会福祉協議会は、この「社

会福祉法」の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、本会も地域の皆様と共に、誰もが住みよい街づくりを目指し、地域福祉の推進に一層努力して参ります。また、本年は国連決議で「ポランテア国際年」として位置付けられております。本会としてもより積極的な取り組みをしていきたいと考えていますので市民の皆様のご協力をお願い申し上げます。本会は、檀原市における新しい福祉制度の一翼を担い、この機関紙を通じ、本会活動の状況やさまざまな情報を提供していきたいと考えています。

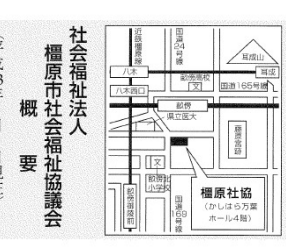
今後の本会の充実と発展を期し、会員及び各関係機関のご支援・ご協力を切望して、創刊にあたってのご挨拶とさせていただきます。

社会福祉法人 檀原市社会福祉協議会 概要

(平成13年2月1日現在)
《事務局所在地》檀原市小房町11番5号かしはら万葉ホール4階

《電話番号》 ☎二八八〇
《FAX番号》 ☎四四〇〇

《職員構成》
・常務理事 1名
・事務局長 1名
・事務局次長(総務係長) 1名
・地域福祉係長(兼務) 1名
・地域福祉係 2名
・介護福祉士(含む) 6名
・嘱託職員 1名
・ケアマネージャー 3名
・ホームヘルパー(内常勤ヘルパー5名) 114名
《会員数》 863名



第3号
平成15年4月



ふれあい交流会
「なつかしい顔に笑顔・笑顔」

市内各10地区でそれぞれ「ふれあい交流会」なつかしの名園上映会」を開催しました。
この交流会は、65歳以上の高齢者が一堂に会し、地域の人々と交流し、仲間をつくり・つながりを持つことで生きがいを感じてもらおうという趣旨のものです。
開催には、各地区の自治委員、民生児童委員、老人クラブ等、地域の皆さんの協力をいただき、全10地区で、延べ千二百人余りの参加がありました。
交流会では、藤山實葉の舞台のビデオ上映に、笑いがあふれ、その後のリフレッシュ体操で、体をほぐして身も心もスッキリ、なつかしい友とも再会、共に笑い・体を動かす、とても楽しいひとときとなったこととしよう。
(この事業は檀原市農商工に行き「一人暮らしの老人のため」に実行されたボランティアで、開催していただきます。)

《社協だより「いきいき」ページ紹介》
1ページ/ふれあい交流会開催
2,3ページ/広がっています 地域ネットワーク 金網地区ふれあいサロン オープン
4ページ/進めています 地域福祉活動計画づくり
5ページ/社協のサービス、利用しませんか?
6,7ページ/赤い羽根の共同募金にご協力ありがとうございました
8ページ/社会福祉大会開催報告

▽高麗地区公民館(2月23日開催)

榎原市地域福祉活動計画

ができました!!

市井協会は、そんな市民皆さんの「思い」を大団円にし、地域福祉を推進する団体として、みんなで協力し合い、みんなの地域をみんなが創り上げる「活動」を重んじ、次々とした取り組みを進めています。

①自治会をはじめとする公的な機関や民間の団体との関係構築
②団体と連携・協働する地域ネットワークづくりを重点的に推進
③自治会として住民が行う地域福祉活動への支援を進めていきます

④地域住民のニーズに応えられるように関係構築すること
⑤相互に信頼しあえる関係構築

①一人ひとりが福祉への理解を深めるための取り組みづくり
②わかりやすい福祉活動の推進
③市民生活に寄り添った活動づくり
④協働による地域福祉の推進
⑤小学校の福祉推進員への福祉教育の推進

榎原市社会福祉協議会へ市井協では、昨年度から取り組んでいました、榎原市地域福祉活動計画を策定しました。この計画には、市内16小学校区での任意協議会の参加者（延べ3,000人）の意見が、集約されています。

《社協だより「いきいき」ページの紹介》

- 1-ページ ○
- 2-3-ページ ○
- 4-5-ページ ○
- 6-7-ページ ○
- 8-ページ ○

1つナーシップを構築していただきます。

⑤小学校区単位での協議づくり
(地域福祉推進委員会を中心とした取り組みを進め、住民の住民による住民のための地域福祉活動を支援していきます)

第5号

平成17年4月

第11号

平成19年11月

榎原市社会福祉協議会(社協)は心ふれあいうち福祉のまちづくりをすすめています。

社協は、住民自身が地域に関心をもち、積極的に福祉活動に参加し、ともに協力して、自分たちが住みよいまちを築いていく住民の主体的な活動(地域福祉推進委員会)の活動を応援しています。

社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として住民が考えられているさまざまな生活上のニーズを地域全体のニーズとしてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る、心ふれあいうち福祉のまちづくりをすすめています。

市内16小学校区の各小地域福祉推進委員会を中心に、さまざまな地域交流活動を実施しています。

マセキ新聞社は、地域福祉推進のために設立されています。

マセキ新聞社は、地域福祉推進のために設立されています。

第8号

平成18年9月

みんなで協力し合い、みんなの地域をみんなで創り上げるために!

榎原市地域福祉推進委員会の活動

市内16小学校区の各小地域福祉推進委員会を中心に、さまざまな地域交流活動を実施しています。

あなたにもできる地域福祉活動を見つけてください

認め合う
マセキ新聞社は、地域福祉推進のために設立されています。

支え合う
マセキ新聞社は、地域福祉推進のために設立されています。

ともに学ぶ
マセキ新聞社は、地域福祉推進のために設立されています。

ともに築く
マセキ新聞社は、地域福祉推進のために設立されています。

校区目標

- 高谷北: 笑顔で楽しく生活しよう
- 高谷西: 助け合おう
- 高谷南: 助け合おう
- 高谷東: 助け合おう
- 高谷中: 助け合おう
- 高谷北: 助け合おう
- 高谷南: 助け合おう
- 高谷東: 助け合おう
- 高谷中: 助け合おう
- 高谷北: 助け合おう
- 高谷南: 助け合おう
- 高谷東: 助け合おう
- 高谷中: 助け合おう

赤い羽根共同募金は、榎原市ではこんな活動に使われています。

今年も10月1日から年末にかけて「赤い羽根の募金」をスロージャンに赤い羽根共同募金運動が全国一斉で行われます。

本市においても市内の飲食店等で、2ページを募集の皆さんと一緒に活動を実施しますので、協力をお願いします。

赤い羽根共同募金は、

- △高齢者の介護
- △ボランティア活動の推進
- △高齢者の介護
- △ボランティア活動の推進

第15号

平成21年3月

第16号

平成21年8月

“地域福祉”の花を咲かせましょう

【5年前】
 標原市という花壇に地域福祉の種を植えました。しばらくするといくつかの苗がママをましました。



【現在】
 苗は少しずつ大きくなってきました。しつかりと根も張って来ています。



【5年後】
 いつかその花壇にたくさんの花が咲くことを期待しています。



第1期計画（平成16～20年度の5ヵ年計画）では、「みんなが笑顔で安心して心豊かに暮らすこと」を理念として、「地域福祉を根付かせる計画」と位置づけ、地域の活動を推進してきました。

第2期計画（平成21～25年度の5ヵ年計画）は、これまでの活動を踏まえ、地域を取り巻く社会状況と市民意識の変化などを把握したうえで、「地域福祉の発展を促す計画」と位置づけ、計画を策定しています。

標原市第2期地域福祉推進計画の策定に向けて

地域包括支援センターは高齢者のみなさんの生活をサポートします

平成21年4月から標原市より包括的支援事業の委託を受けて「標原市社会福祉協議会地域包括支援センター」を設置しました。地域包括支援センターについて紹介します。

- 自立して生活できるよう支援します**
- ①要支援1・2と認定された方への介護予防プランを作成します。（指定介護予防支援事業所）
 - ②支援や介護が必要とならぬおそれの高い方や自立して生活したいと思ふ方に、標原市が行う介護予防事業と連携して支援します。（特定高齢者のプランの作成）



▲ご利用のプランでいきましょう！




「口から学ぶ教室」に参加しています

権利を守ります
 高齢者のみなさんが安心して暮らせるように権利を守ります。成年後見制度の紹介や高齢者虐待の早期発見等に対応します。



▲入居までスタッフの対応が重要です

福祉に関する相談に対応します
 高齢者やその家族、近隣にお住まいの方の介護福祉などの相談に対応し、内容に応じて適切なサービスや機関、制度の利用につなげていきます。お気軽にご相談ください。保守秘義務を厳守します。



▲今日はどんなことで相談に来られましたか？

さまざまな方面からサポートします
 みなさんを支える地域のタママネジャーの支援や高齢者の方が功利的に暮らしやすい地域とするために、さまざまな機関とのネットワークを構築していきます。



▲ケアマネジャー支援事業です

義援金活動を実施しました

3月11日から5カ月近く経過した中でも、復旧・復興に向けた様々な支援活動が行われています。
 ボランティア、ボイスカウトの皆さんとの協力のもと、街頭で義援金を呼びかけました。（延べ活動回数 112回）
 また、義援金活動であった、ボウリングやタオールの被災地への支援物資として送付しました。



▲石浜大和八木駅前において



▲イオンモール 鶴岡アルムにおいて

実施場所	実施期日	実績額
石浜大和八木駅前	3月14日(月)～16日(水)	698,455円
近鉄鶴岡駅前		447,489円
イオンモール 鶴岡アルム	3月19日(土)～20日(日)	467,678円
合計		1,613,622円

被災地へ職員を派遣しました

奈良県社会福祉協議会と連携し、本会職員を宮城県多賀城市気仙沼市の民営ボランティアセンターに派遣し、現地支援を行いました。



▼ボランティアによって築かれ、復興されたハイウ

▼宮城県多賀城市民営ボランティアセンターの様子



第22号

平成23年8月



写真で見る
サロンの1日



①新沢地区公民館。大きな看板が目印です。参加者は1回の開催を楽しみにされています。



②地域ボランティアの協力により、遠方の方や足の不自由な方のために送迎サービスも実施されています。



③地域の皆さんが当番で受付。笑顔で迎えてくれます。



④体をくわします。踏み台昇降運動で手軽にトレーニング。



⑤本日の「メニュー1」コーディネートの決案に乗せて懐かしい曲を歌いました。



⑥本日の「メニュー2」カレンダーにゆり地。来月のサロン開催日も確認します。これで本日のサロンは終わりです。

そうだ、サロンへ行こう!

地域における65歳以上の高齢者[※]の集いの場「ふれあいサロン」。介護予防事業の一環として現在市内の9ヶ所で実施されています。

今回は、「新沢地区ふれあいサロン」におじゃましました。

※市内在住の方で、介護保険の認定を受けていない又は非該当となられた方が対象となります。

平成16年1月の開催から、回を重ねるにつれて、参加者、コーディネーター、スタッフともに家族のような関係になっています。参加者同士の話題も増え、笑顔の絶えないサロンです。

私達もたくさんの元気をもらっています。多くの地域の皆さんに支えられていることに感謝しています。



「サロンのまとめ役」である
サロンコーディネーター
前川 美紀江さん 弓場 サト子さん

ふれあいサロンの紹介

～あなたもお近くのふれあいサロンに参加しませんか～

サロン名	実施場所	実施日・時間	利用料
ますがいなほ会	興善地区公民館	毎週土曜日 10時～15時	200円
今井地区ふれあいサロン	今井地区公民館	毎週土曜日 10時～15時	200円
金橋地区ふれあいサロン	金橋地区公民館	第1・3土曜日 第2・4・5金曜日 13時～16時	200円
新沢地区ふれあいサロン	新沢地区公民館	毎週火曜日 13時～16時	200円
香久山地区ふれあいサロン	香久山地区公民館	毎週土曜日 13時～16時	200円
晚成ふれあいサロン	八木地区公民館	毎週水曜日 13時30分～16時	200円
歌橋南ふれあいサロン	歌橋地区公民館	第2・4水曜日 13時30分～16時	200円
歌橋北ふれあいサロン	大久保ふれあいセンター など	第1・3水曜日 13時30分～16時	200円
サロンいらか広場	白檀地区公民館	毎週金曜日 13時～15時 ※第5金曜日は休み	100円

※利用料のほか、教材費が必要なメニューもあります。詳しくは、地域福祉係(29-3980)までお問合せください。

第29号

平成 25 年 7 月

第32号

平成 26 年 4 月

ボランティア推進事業の 新年度事業計画

地域における支え合い 助け合いを目指して…
福原市のボランティア活動の
推進に向けて取り組んでいきます。



1 ボランティアの養成と普及・啓発

- ◇送迎ボランティア養成講座 (8月実施予定)
送迎ボランティアの養成や安全運転などのスキルアップのため開催します。
- ◇傾聴ボランティア・スキルアップ講座 (11月実施予定)
前年度までの傾聴ボランティア養成講座の受講者を対象に、活動のスキルアップのため開催します。
- ◇精神保健福祉ボランティア養成講座 (2月実施予定)
精神障がい者が地域で安心して生活を送ることができるよう支援活動に携わっていただける方を養成します。

2 福祉教育の推進

- ◇福祉教育推進事業(随時)
市内の小中学校を福祉教育推進校として指定し、地域に根ざしたボランティア活動の実践を通じて福祉教育を推進することにより、児童生徒の社会福祉への理解と関心を深め、思いやりとやさしさを養うことを目的としています。平成25年度は対象となる市内22校(16小学校・6中学校)のすべての学校で実施されています。

3 情報発信と活動支援

- ◇ボランティア情報の発信(随時)
広報紙やホームページなどを通じて、積極的に福祉関連のボランティア情報を発信します。
- ◇ボランティア活動の支援(随時)
各種ボランティア保険を取扱い、安心して活動ができるよう支援します。

4 災害に備えて

- ◇災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの策定(新規)
社協は、福原市地域防災計画において、災害対策本部組織の福祉救護部ボラン



暮らしの安心をお手伝いします

日常生活自立支援事業のご紹介

求められる多様な支援

現在、全国的に認知症高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の地域移行が進む中、こうした方が地域において安心して自立した生活を送るためには、判断能力や生活状況をふまえた多様な支援が求められています。

樺原市においても、市内の認知症高齢者は2,311名で、知的障がいや精神障がいのある方は、1,575名となっています（平成27年4月1日現在）。そして、この数は年々増加傾向にあります。

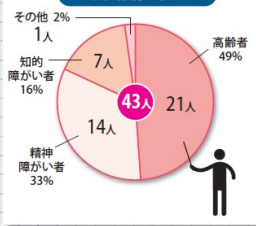
日常生活自立支援事業を実施

樺原市社協では、高齢者や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方を対象に、「日常生活自立支援事業」を実施しています。「福祉サービス」の利用の手續きの仕方がわからない、「お金の管理に自信がない」、「大切な書類の保管に自信がない」など、日常生活に不安のある場合に、

利用契約者数の推移



対象者別の状況



本人の自己決定に基づき、福祉サービスの利用手續きや生活に必要な金銭管理、公共料金などの支払い手續き、大切な書類の預かりなどの支援を行います。

生活支援員9名が利用者一人ひとりに合った個別の支援を実施しています。近年では、悪徳商法やリフォーム詐欺などの被害や、高齢者や障がいのある方の年金や財産を家族や第三者が勝手に使い込むケースなどが発生し、社会的な問題となつています。このようなことを防止するためにも、「日常生活自立支援事業」を活用し、利用者が地域で安心して暮らせるよう支援してまいります。



地域包括ケアシステムの実現をめざして

「住民主体」の生活支援サービス

前号では、地域包括ケアシステムの実現をめざして、樺原市や地域包括支援センターにも取り組む「かじはら街の介護相談室」を紹介しました。今回は、高齢者の地域生活を支える「住民主体」の生活支援サービス（さえがひの地域づくり）の必要性を再考します。

必要となる生活支援サービス

少子高齢化の進行、地域社会や家族形態の変化に伴い、高齢者の置かれている状況は大きく変化しています。高齢者世帯が増加し、老老介護の現状や社会的孤立、貧困を背景とした深刻な生活課題も広がり、介護保険等の制度や公的サービスだけでは対応が難しく、生活支援ニーズが生まれています。こうしたニーズ

一人ひとりのニーズに対応

高齢者の生活支援ニーズには、「掃除や買い物が大変になったり」「掃除や買い物があるとうるさなものであれば、一人暮らしで配当から週一回ヘルパーに来てもらいたい」

生活支援コーディネーター

樺原市では、生活支援のニーズ把握やサービス開発等に取り組みむために、社協と「かじはら街の



介護相談室（中学校区）に生活支援コーディネーターを配置し、支援体制づくりを進めています。まずは、地域資源の現状を把握するため、市内の食料品店等を対象に、配達サービスの有無や高齢者が買い物支援等に関する調査を行っています。

地域包括ケアシステムの実現をめざして、このような取組みを通して、地



域住民の皆様と関係機関とともに、地域の実情に応じた生活支援体制づくりを進めています。

生活支援コーディネーターは、生活支援のニーズ把握やサービス開発等に取り組みむために、社協と「かじはら街の



必要となる生活支援サービス

高齢者の生活支援ニーズには、「掃除や買い物が大変になったり」「掃除や買い物があるとうるさなものであれば、一人暮らしで配当から週一回ヘルパーに来てもらいたい」



必要となる生活支援サービス

高齢者の生活支援ニーズには、「掃除や買い物が大変になったり」「掃除や買い物があるとうるさなものであれば、一人暮らしで配当から週一回ヘルパーに来てもらいたい」

生活支援コーディネーターって何をするの？

地域の支え合いの活動を発案したり、新たな支え合いの活動の推進役を担います。暮らしやすい地域づくりを推進します。

- 生活支援に取り組んでいる団体やサービスなどの把握
日常生活における課題やニーズの調査
関係者のネットワークを構築して情報の共有や協議の実施
生活支援の担い手の養成やサービスの開発 など

生活支援コーディネーターはどこに配置されているの？

社協と地域包括支援センターのランチである「かじはら街の介護相談室」(中学校区)に配置されています。

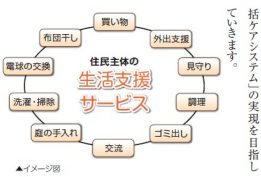
社協は、市全域の生活支援サービスの開発など、広域的なテーマについて具体的に検討・協議します。「かじはら街の介護相談室」は、地域住民の活動を知り、地域の「あったらいいね」を提案したり、自分たちでできることを話し合う場として機能します。

樺原市地域包括支援センターランチ「かじはら街の介護相談室」(中学校区)

Table with 4 columns: 中学校区, 事業者名, 所在地, 電話番号. Lists various support services and their locations across the city.



私たちが生活支援コーディネーターです。



第44号

平成29年4月

高齢者虐待とは？

高齢者虐待とは、高齢者の一人としての尊厳を傷つける行為であり、高齢化が進行する中、社会問題の一つになってい

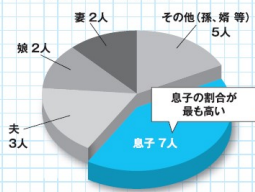
ます。虐待の背景には、高齢者の身体機能の低下や認知症、家族等の介護疲れや生活上の問題など、さまざまな要因があります。また、「当事者に虐待の自覚がない」「自ら被害を訴えない」「外部から見えにくい」といふ特徴があります。

権原市の現状

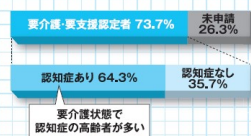
権原市が平成27年度に受け付けた高齢者虐待に関する相談通報件数は43件。このうち訪問調査等の方法で事実確認を行い、虐待を受けた又は受けたいと思われると判断した事例は19件ありました。また、虐待する側の約4割は息子でした。被虐待者である高齢者の約7割は要介護状態であり、そのうち約65%に認知症の症状がみられ、介護等に認知症介護の負担が虐待と大きく関

権原市における状況

●虐待者と被虐待者の続柄



●被虐待者の要介護認定と認知症の有無



私たちの身近なところにも、虐待に対して支援を必要としていながら自ら声を上げることができない高齢者がいるかもしれません。次のような点に気づいたらセンターへご連絡ください。

- 印
- ご近所にこんな高齢者はいませんか？
○かついた項目が多いほど、支援の必要性が高い状態です。
- 1 暴力を受けている。怒鳴られる。年金を取られるなどと訴えている。
 - 2 あざや傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない。
 - 3 家族が介護でとても疲れているか、高齢者の悪口を言っている。
 - 4 介護や病氣について相談する人がいないようだ。
 - 5 ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなった。
 - 6 高齢者を訪ねると家裏に隠されたり、会わせてもらえない。
 - 7 昼間でも戸戸が閉まっている。
 - 8 家の周囲にゴミが放置されたり、臭臭がある。
 - 9 郵便受けが新聞や手紙で一杯になっている。
 - 10 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする。
 - 11 暑い日や寒い日、雨の日などに高齢者が長期間外出している。
 - 12 高齢者が道路に乗り込んだり、徘徊していることがある。
 - 13 介護が必要なのに、サービスを利用していない。
 - 14 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っているようすがない。
 - 15 最近、セールスや営業の車が来ることが多くなった。
 - 16 家族がいるのに、いつもコンビニなどでひとひた自分お弁当を買っている。
- 出典: 老人研NEWS No.238 東京都健康長寿医療センター研究所 (東京都老人総合研究所)

虐待が起こらない地域づくり

高齢者虐待は、誰にでも起こり得る

秘義務により相談者の情報は守られます。

係として考えられます。(左上グラフ)

権原市においては、高齢者虐待の防止対策として、関係機関とのネットワークを通じて対応解決していくため、高齢者虐待防止ネットワーク会議が開催されました。また、地域包括支援センター(センター)では、高齢者虐待に関する理解を深めてもらうため、地域住民を対象に高齢者虐待防止セミナー(6ページ参照)を開催しました。

身近な問題です。私たち一人ひとりが自分自身の問題として捉え、地域全体で見守り支えあっていくことが大切です。また、地域の皆さんの「いきいき」が虐待を未然に防ぐことと早期支援につながります。虐待のおそれがある高齢者を発見した住民には、法律で通報の義務があります。気がかりなことがありましたらセンターにご相談ください。守

いきいき No.50

10 2018

あなたへの思いが明へとどく 2-3
暮らしのヒント
生活支援員の役割 4
発行50周年 身近な情報発信へ 5
社協職員同様の活動紹介 6
活動報告 7
お知らせ広場 8

広報紙発刊50号記念

住民の皆さんに親しまれる 身近な情報発信紙へ

平成13年3月に創刊した社協だより「いきいき」は、今号で50目を迎えました。年4回(1月、4月、7月、10月)、広報かしはらに折り込み、全戸配布しています。「いきいき」では、知っているだけでなく、社協の活動や地域のニュースなど様々な情報をお届けしています。

「いきいき」が目指すもの

提供ではなく、住民の皆さんが、ともに考える。ともに行動する。そんなきっかけづくりとなることを願って編集しています。人が変われば、地域が変わる。と、言うように、地域を動かすのは、そこに住む「人」であり、地域づくりにおいては、住民の皆さん一人ひとりが主

地域づくりと広報

これからも皆さんに有益な情報をより早く、より正確に、そしてより楽しく見ていただけるように紙面の充実を図ります。そして

役です。皆さんの共感を呼び、自分たちの地域を良くしよう。といった行動につながるように、「いきいき」の紙面に息を吹き込みたいと思っています。

想があれば、ぜひお寄せください。

総務係
住所: 権原市政務町9番地の1
電話: 0744(2)93880
FAX: 0744(2)94400
メール: kiiki@city.hirano.lg.jp



第50号
平成30年10月



第51号

平成31年1月



1 本年度も奈良県道技業協同組合様から法人募金をいただきました。
2 長年の募金活動への功績に対して知事表彰を受賞される(株)シャイナクト奈良工場様。3 ガスターを作成した歌津中学校美術部の皆さん。
4 5 長生児童委員等の皆さんは地域の家族して活動は参加。6 7 ポーイ・ガールスカウトの皆さんも募金活動に参加。8 寄付への気持ちをガスターを思い羽根で描いています。

地域の福祉活動を応援するパートナー

共同募金は、社会貢献の一環として多くの方や企業・団体にご協力いただいております。



宮木武次様 / 法人募金

平成17年度から共同募金にご協力いただいております。本年度も多額の寄付をいただきました。(写真右)



(株)近鉄百貨店権原店 / 地域募金

電話募金として、社員の皆様にご協力いただくとともに、百貨店前を街頭募金活動の場所としても提供いただきました。(写真右)

想いをのせて

「赤い羽根共同募金」

共同募金にご協力ありがとうございます。



継続をお願いします。

皆様のご協力を引き

援にご協力ください。

集まった募金は、すべて奈良県共同募金会に集められ、県内の市町村社協に配分する地域配分と、県内の福祉施設やNPO、福祉団体等に配分する広域配分とに区分して活用されます。

集まった募金は、すべて奈良県共同募金会に集められ、県内の市町村社協に配分する地域配分と、県内の福祉施設やNPO、福祉団体等に配分する広域配分とに区分して活用されます。

集まった募金は、すべて奈良県共同募金会に集められ、県内の市町村社協に配分する地域配分と、県内の福祉施設やNPO、福祉団体等に配分する広域配分とに区分して活用されます。

集まった募金は、すべて奈良県共同募金会に集められ、県内の市町村社協に配分する地域配分と、県内の福祉施設やNPO、福祉団体等に配分する広域配分とに区分して活用されます。

集まった募金は、すべて奈良県共同募金会に集められ、県内の市町村社協に配分する地域配分と、県内の福祉施設やNPO、福祉団体等に配分する広域配分とに区分して活用されます。

集まった募金は、すべて奈良県共同募金会に集められ、県内の市町村社協に配分する地域配分と、県内の福祉施設やNPO、福祉団体等に配分する広域配分とに区分して活用されます。

集まった募金は、すべて奈良県共同募金会に集められ、県内の市町村社協に配分する地域配分と、県内の福祉施設やNPO、福祉団体等に配分する広域配分とに区分して活用されます。

集まった募金は、すべて奈良県共同募金会に集められ、県内の市町村社協に配分する地域配分と、県内の福祉施設やNPO、福祉団体等に配分する広域配分とに区分して活用されます。

平成30年度中間報告

(平成30年11月30日現在)

募金種別	募金額(円)
一般共同募金	7,810,968
戸別募金	3,632,060
法人募金	2,736,429
街頭募金	383,429
その他募金	1,059,690
歳末たすけあい募金	3,036,073
合計	10,847,041

第52号

平成31年4月

高齢者の相談窓口 「かしはら街の介護相談室」

権原市では、小学校区と中学校区ごとに「かしはら街の介護相談室」を設置しています。
○小学校区…高齢者個人の困りごとや地域の課題の解決に取り組みます。
○中学校区…地域の医療と介護のネットワークの構築などに取り組みます。
今回は、八木中学校区(北)【耳成・耳成南小学校区】と光陽中学校区【金橋・新沢小学校区】の担当職員を紹介させていただきます。

第2期スタート
(平成30年10月1日～)

シリーズで 紹介②

八木中学校区(北)



ケアステージみみなし

八木中学校区(北)・耳成南小学校区担当

左上から井口 貴嗣さん、左下から喜多 深人さん、中野 慎平さん、坂口 周平さん、辻 利正さん



権原の郷

耳成小学校区担当

左上から久米 和美さん、左下から林 美樹さん、島原 紀代香さん、関根 久美子さん、村中 浄美さん、浅市 奈緒美さん、森本 浩美さん

【耳成小学校区】
十市(国道24号東) / 基本(国道24号西)
新賀(国道24号東) / 東竹田 / 中 / 太田市
【耳成南小学校区】
常盤 / 石原田 / 山之坊 / 木原



権原市担当区域MAP

光陽中学校区



かなはし苑

金橋小学校区担当

左から池田 遼子さん、嶋野 雅祥さん



桃寿園

光陽中学校区担当

左から吉川 高志さん、的場 健太郎さん



西井クリニック

新沢小学校区担当

左から吉田 忠弘さん、杉本 和世さん、上原 大杉さん、嘉昭さん

【金橋小学校区】
東坊城 / 曲川 / 雲地 / 新賀 / 古川 / 忌部
【新沢小学校区】
川西 / 一 / 北極野 / 観音寺 / 光陽

かしはら街の介護相談室(小学校区)

電話相談は、24時間365日受け付けています。

高齢者の介護・福祉・保健などに関することでお悩みがございましたら、お住まいの小学校区の「かしはら街の介護相談室」まで、お気軽にご相談ください。

校区	受託事業者	所在地	電話番号	校区	受託事業者	所在地	電話番号
耳成	権原の郷	飯高町7-1	21-1111	白樺南	桃寿園	北越町345	27-7260
耳成南	ケアステージみみなし	常盤町158-1	21-2001	白樺北	桃寿園	北越町345	27-7260
晩成	あすなろホーム設備	大久保町287-1	24-1165	今井	緑れげけアセンター白樺	小瀬町11-7	22-2256
晚公	大和山	膳外町477-17	070-1788-6470	真喜	緑れげけアセンター白樺	小瀬町11-7	22-2256
香久山	香久山インノリス	城外町7	29-5001	真喜北	権原の郷	飯高町7-1	21-1111
妙寿東	権原園	見瀬町265	27-2424	耳成西	権原の郷	飯高町7-1	21-1111
妙寿南	権原園	見瀬町265	27-2424	金橋	かなはし苑	豊原町34-1	24-5551
飯高北	あすなろホーム設備	大久保町287-1	24-1165	新沢	西井クリニック	光陽町100-21	88-8349-001

共に支え合うまち がしはら“を”目指して

『檀原市第4期地域福祉推進計画』を策定

檀原市の地域福祉
少子高齢化、核家族化が急速に進む中、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、人と人とのつながりが希薄になっていく。そのため、地域が抱える課題は複合化・複雑化している。こうした中、公的なサービスだけでは、地域全体で共に助け合い、支え合うことで



【檀原市地域福祉推進委員会】
檀原市地域福祉推進計画策定委員会(2月15日)

課題解決を目指す。地域福祉の推進が重要となる。檀原市では、平成16年度より5年ごとに地域福祉推進計画を見直し、市・社会福祉協議会・地域福祉推進協議会が連携しながら地域福祉のまちづくりを進めてきた。

地域福祉推進計画とは
市が策定する「地域福祉計画」、社会協が策定する「地域福祉活動計画」、地域福祉推進協議会が策定する「地域福祉の活動方針」を一体的に策定したもので、檀原市における地域福祉推進のための基本計画です。平成30年度は第3期計画の最終年度を迎え、これを見直し、第4期計画(令和元年度～令和5年度)を策定しました。

第4期計画の特徴
第4期計画は、これまでの理念を

- Ⅰ 支え合いの活動が活発なまちづくり
 - Ⅱ 地域福祉の担い手が多くなるまちづくり
 - Ⅲ 安心して心豊かに暮らせるまちづくり
- また、高齢者、障がい者、児童といった分野を超えて、横断的に地域福祉の取組を行います。そして、地域住民が地域の課題を我が事として捉え、地域で支え合う仕組みが定まるよう取組を行います。目標の実現を目指します。



住民の声を計画に反映
策定にあたっては、「市民アンケート」や「地域福祉推進委員アンケート」により、市民の地域福祉に関する意識やニーズを把握しました。(下段参照) また、「地域福祉推進委員会」また、「地域福祉推進委員会」が抱える課題などを調査しました。

地域のか
現在、地域では地域福祉推進委員会をはじめ、団体・地域住民の皆様による様々な地域活動が行われています。こうした活動は、人と人とのつながりや支え合い意識を向上させ、地域福祉の推進に欠かせない力となつていきます。市・社会協は、より多くの方が地域活動に参加できるように、活動の個別的な支援と情報提供やきっかけづくりを行い、共に支え合うまちがしはらを目指します。今後も皆様のご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

地域のつながりづくりに取り組む地域福祉推進委員会の活動を紹介します!

ふれあいサロン (檀原小学校区)
地域における65歳以上の高齢者の集いの場です。介護予防事業の一環として、軽スポーツ、音楽、手芸など様々な活動を行っています。(毎週)

ふれあいウォーク (新小中学校区)
春や秋など自然の移り変わりを堪能する季節に、景色や歴史を楽しみながら歩き、健康づくりにふれあいを目的に実施しています。

ふれあい交流会 (全橋小学校区)
各小学校区において地域住民を対象に演劇、遊戯、世代間交流など、様々な催しを実施しています。

町ミニサロン (檀原南小学校区)
各町の住民生活のつながりを深めるため、公民館等で開催し、様々なイベントを実施しています。

子どもの見守り活動 (中井小学校区)
子どもの登下校時の立派な活動や青色防光線PCモニターを配布しています。

カラオケ大会 (幸久小学校区)
地域福祉推進の推進の方向が明確になり、地域の発展を促進しています。必要に応じて実施します。

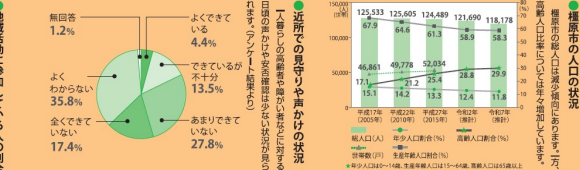
檀原市の地域福祉を取り巻く現状

地域福祉活動に参加していない理由

時間的な余裕がない	42.5%
知らない人が多く参加しにくい	26.9%
性別が入りにくい	18.7%
興味のある活動が少なく参加しない	13.3%
健康に自信がない	11.3%
人との関係をおもてなししたい	10.5%
その他	6.8%
無回答	3.7%

近所での見守りや声かけの状況

よくできている	4.4%
できているが不十分	13.5%
よくわからない	35.8%
できていない	27.8%
無回答	17.2%



心配ごと相談事業研修会

6月4日(火)、心配ごと相談の相談員を対象に研修会を開催しました。法テラス奈良法律事務所スタッフ弁護士の水戸真美子氏を講師に迎え、「誰もが持っている権利について～権利擁護の視点から～」をテーマにご講演いただきました。権利擁護の必要性や近年需要の高まる成年後見制度について、事例を交えながら説明されました。今回の研修を終えて、相談員として相談援助の更なる向上が期待されます。

心配ごと相談

日時：火曜日 9時～12時 (受付)11時30分まで
木曜日 13時～16時 (受付)15時30分まで
場所：檀原市保健福祉センター南館3階 相談室1

傾聴ボランティア養成講座

7月12日(金)、「傾聴ボランティア養成講座」を13名の参加のもと開催しました。講座では、吹田傾聴「ほほえみ」代表の長谷川美津代氏を講師に迎え、だれもが抱える心の不安や悩みを「傾聴」というカウンセリングの技法を用いて軽減する傾聴ボランティアを養成しました。受講生は、これによって組織化された「傾聴ボランティア」が、その一員としての活躍が期待されます。

ぐるっと東竹田探検隊に参加

7月27日(土)、東竹田町の施設をめぐるイベント「ぐるっと東竹田探検隊」に参加し、がしはら安心パークにおいて、災害ボランティアセンターの啓発活動を行いました。当日は、センターに関するパネル展示や防災グッズ(新聞スリッパ、缶詰缶など)を作成する体験をしていただきました。参加者には、楽しみながらセンターを知っていただく良い機会となりました。今後も、センターの周知・啓発活動に取り組んでいきます。

ふれあいサロンネットワーク会議

7月1日(月)、市内12カ所の「ふれあいサロン」の関係者54名の参加のもと、ネットワーク会議を開催しました。会議では、介護予防や認知症予防などサロンの目的を再確認するとともに、これからのサロンのあり方について意見交換を行いました。参加者は、高齢者にとって地域での拠点となるよう、サロン活動の更なる充実を目指されていきます。

お役立ちいきいき講座

7月23日(火)、喜普町寿茶会の30名を、7月26日(金)、耳成寿茶会の19名を対象に、「お役立ちいきいき講座」を開催しました。講座では、高齢者の皆さんがいつでもどこでも住み慣れた地域で暮らすための身近な相談窓口として、地域包括支援センターやがしはら街の介護相談室の役割や活動について説明しました。参加者からは、「元気なうちから老後について考えるきっかけになってよかった。」などの感想が聞かれました。

善意銀行預託金事業 ひとり親家族交流バスツアー

7月28日(日)、ひとり親家庭の児童とそのご家族と一緒に、関西国際空港(泉佐野市)に行ってきました。(参加者30名、14組)当日は、朝からバスで出発。空港では、通常立ち入ることのできない保安区域を車窓見学し、離着陸する飛行機を間近で見たり、児童たちは大はしゃぎとなりました。その後、スカイミュージアムで空港や飛行機について学び、参加者にとって夏休みの思い出となりました。

第53号
令和元年 7月

第54号
令和元年 10月

お知らせ伝場

ふれあいいきいき祭
～檀原市健康と社会福祉の祭典～

式典・講演会
時間 10:00～12:00
場所 ロマンシアホール1F
講師 草野 仁氏(TVキタスター)
テーマ 「いつもチャレンジ精神で」
定員 750人(先着順・申込不要)

10/6 10:00～15:00
がしはら万葉ホール
入場無料

落語公演
時間 13:15～14:00
場所 多目的ロビー1F
出演 来ん寄席・天満天神の会の皆さん
定員 50人(先着順・申込不要)

がしはら万葉ホールを舞台に楽しいイベントがわいわい!!
①親子で楽しむ遊びの広場【2F】
②健康についての体験・展示・相談など【3F・4F】
③バザー・投票品販売・手話体験・点字体験・パネル展示【5F】
④非常食配布【第1駐車場北西側広場】(11:45～先着500人)
⑤クイズラリーなども実施!

この事業の一部には、お祝い金同額の寄付金が使われています。

地域包括支援センター

困ったときは相談してください!

【地】 地域包括支援センターとは

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送り続けるために、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支援する機関です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、ケアマネジャーといった専門職員がチームとして連携し、高齢者やその家族が抱える悩みや困りごとの相談に応じています。



▲藤原市保健福祉センター南館



▲南館1階の事務所内

【地】 地域包括支援センターは何をしているの?

4つの業務を柱としています

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人などの介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立して生活できるように支援します。

総合相談・支援

介護に関する悩みや福祉、健康、医療、生活に関する相談に対応し、必要に応じて適切な機関や制度につなげます。

権利擁護

高齢者のさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や虐待の早期発見と防止に努めます。

包括的・継続的ケアマネジメント

地域のケアマネジャーの支援・指導や関係機関とのネットワークを構築し、高齢者にとって暮らしやすい地域づくりに努めます。



▲お役立ちいきいき講座



▲ケアマネジャー支援研修会



▲かしはら市の介護相談室の連絡会

【認】 認知かな?と思ったら、ご相談ください

認知症地域支援推進員が、認知症に関する相談や認知症疾患医療センター等と連携し、専門的な支援を行います。また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症の方やその家族を地域で見守る体制づくりを進めています。



地域包括支援センターは、檀原市やかしはら町の介護相談室(3P参照)とともに地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。そして、介護・福祉・医療などの専門機関や地域住民、自治会、民生委員・児童委員等との連携強化に努めています。

第55号

令和2年1月

第56号

令和2年4月

ふれあいネットワーク
社協だより No.56

いきいき



みんなでつくる
健やかで安心して
心豊かに暮らせるまち
かしはら

4
2020

就任のごあいさつ

檀原市社会福祉協議会
会長 亀田 忠彦
檀原市長



このたびは、令和元年11月16日をもって、檀原市社会福祉協議会の会長に就任いたしました。会長として、その職務の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

さて、少子高齢化の急速な進行とともに、社会的孤立・難病難症の問題や災害への備えなど、地域における課題は複合化・複雑化しています。こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしていくためには、地域住民が互いに助け合い、支え合う地域福祉の取組がますます重要になります。檀原市において、その中心となる檀原市社会福祉協議会の充実・基盤の強化をより一層進めることが私の役割と考えています。

会長への就任にあたり、市民の皆様からの声を聞きながら、役員員九人らと、地域福祉の取組を進めてまいりますので、今後とも皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ふれあいネットワーク
社協だより No.57

いきいき

檀原市社会福祉協議会
設立60周年・法人化50周年
を迎えました!

7
2020

- 地域の居場所 2-3
- 令和2年度予算・令和元年度決算 4-5
- 設立60周年・法人化50周年 5
- 日常生活自立支援事業 6
- 活動報告 7
- お知らせ広場 8



第57号

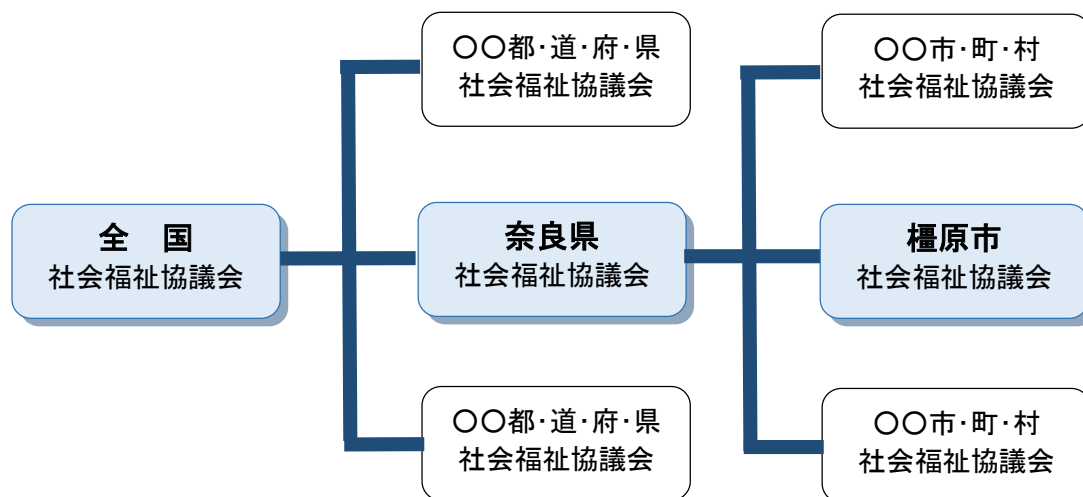
令和2年4月

2. 橿原市社協のいま

I 社会福祉協議会とは

社協は、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、地域住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体である。地域住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命としている。社会福祉法では、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

社協は、全国すべての市区町村、都道府県・指定都市及び全国段階に設置され、各々が独立しながら同時にそのネットワークにより活動を進めている。



(1) 橿原市社協の構成

社協は、地域の住民組織と、公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する幅広い種々の専門家・団体・機関によって構成されている。

橿原市社協においても、その組織運営や事業運営にあたっては、幅広い団体・法人・関係者等（構成団体等）に参画いただき、地域福祉に関する多様な意見が反映できるよう取り組んでいる。構成団体については、次のとおりである。

自治委員連合会、民生児童委員協議会、保護司会、赤十字奉仕団、老人クラブ連合会、遺族会、障害者団体協議会、保育協議会、老人福祉施設協議会、ボランティア連絡協議会、平成記念会（かしはら街の介護相談室）、地域福祉推進連絡協議会、更生保護女性会、母子寡婦福祉会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、小・中学校校長会、シルバー人材センター、消防団、学識経験者（市長、関係行政職員、税理士）

(2) 檀原市社協の活動と事業



檀原市社協の活動は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている種々の福祉課題を地域全体の課題として捉え、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図ることを前提として展開している。このような活動を通して、檀原市第4期地域福祉推進計画の理念である「みんなでつくる健やかで安心して心豊かに暮らせるまち」の実現を目指している。檀原市社協が実施する主な事業については、次のとおりである。

みんなでつくる健やかで安心して心豊かに暮らせるまち

法人経営

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整等を行い、事業全体のマネジメント業務にあたる。

- 理事会・評議員会等の運営
- 財務運営・会計処理
- リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備
- 人事管理・労務管理・人材育成
- 広報活動 など

地域福祉活動の推進

地域住民や関係者の連携・協働による地域生活課題の解決や福祉のまちづくりに向けた取組の支援、福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成などを行い地域福祉推進の中核的な役割を果たす。

- 地域福祉推進計画の策定・進捗管理
- 推進委員会活動の推進・支援
- ふれあいサロン
- 生活支援体制整備事業
- 見守り活動の推進
- ボランティア活動の推進
- 災害ボランティアセンターの設置・運営
- 赤い羽根共同募金運動の推進 など

相談支援・権利擁護

地域住民の地域生活課題を受け止め、地域での生活支援に向けた相談・支援活動、権利擁護支援、情報提供・連絡調整などを行う。

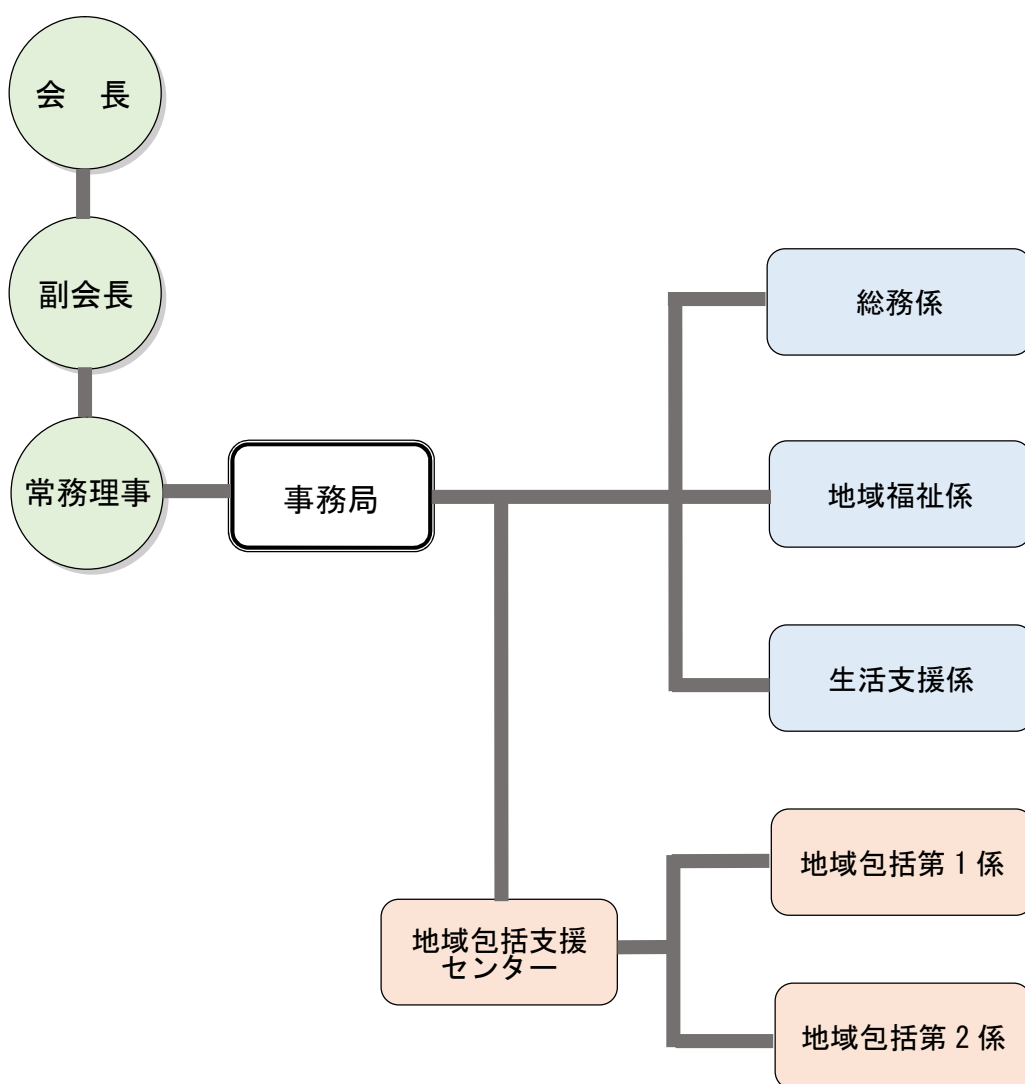
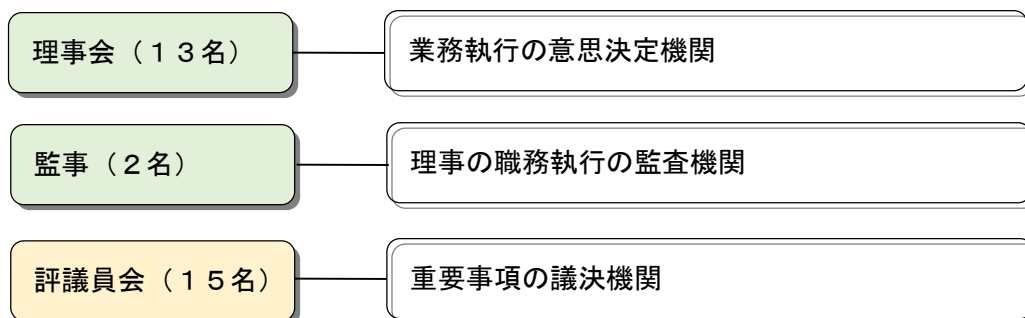
- 日常生活自立支援事業
- 権利擁護に関する事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 心配ごと相談事業
- 地域包括支援センター
- 認知症高齢者等の支援 など

介護・生活支援サービス

その人らしい生き方・生活を尊重し、介護保険サービスや障害福祉サービスその他のサービスを提供する。

- 訪問介護事業
- 第一号訪問事業
- 居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業
- 移動支援事業 など

II 檀原市社協の組織体制



Ⅲ 檀原市社協の事業内容

地域福祉の推進

地域福祉の推進においては、檀原市第4期地域福祉推進計画に基づき、誰もが地域の一員として地域福祉を支えることができるよう、地域での支え合う仕組みづくりに取り組む。そして、計画の理念である「みんなでつくる健やかで安心して心豊かに暮らせるまち」の実現を目指す。



▲「いきいきスマイリー」

(檀原市地域福祉推進シンボルマーク)

地域福祉推進委員会の活動支援

- 内容 ①各小学校区において地域福祉活動の中心となり、その充実が檀原市における地域福祉の発展につながることから、推進委員会の運営及び活動に対して助成し、支援する。
- ②推進委員会の活動として、子どもの参加を促し、“食”を通じた地域の交流を促進する。また、その保護者の参加から次世代の担い手の育成を図る。
- ③推進委員会と自治会、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を進めながら、“緩やかな見守り”を推進する。



地域福祉推進計画の策定・進捗管理

- 内容 市・地域福祉推進連絡協議会との協働により地域福祉推進計画を策定し、地域住民への周知・啓発とともに、計画の進捗管理を行い、目標の達成と理念の実現を目指す。



第4期地域福祉推進計画

期間 令和元年度～令和5年度

理念 みんなでつくる健やかで安心して心豊かに暮らせるまち



コミュニティ自動車の貸与

- 内容 推進委員会が実施する活動や事業等へ利用者を送迎するため、社協の車両をコミュニティ自動車として貸与する。

実施 随時



ふれあいサロン

ふれあいサロンへ
行こう!

内 容 65歳以上の方を対象に、地区公民館等において体操や手芸などの活動を行い、閉じこもりや心身機能の低下、要介護状態等への進行を予防する。

開 催 月1回以上

利用料 100円～200円

※別途、教材費が必要な場合あり

名 称	実施場所	開催日時
ますげいなほ会	真菅地区公民館	土曜日 9時～11時30分
今井校区 ふれあいサロン	今井地区公民館	土曜日 9時30分～11時30分
新沢地区 ふれあいサロン	新沢地区公民館	火曜日 13時～16時
香久山地区 ふれあいサロン	香久山地区公民館	土曜日 13時～16時
晩成 ふれあいサロン	八木地区公民館	木曜日 (第5木曜日は休み) 13時30分～15時30分
畝傍南 ふれあいサロン	畝傍地区公民館	第2・第4水曜日 13時30分～16時
畝傍北 ふれあいサロン	大久保ふれあい センターなど	第1・第3木曜日 13時30分～16時
サロン しらかし広場	白檀地区公民館 など	金曜日 (第5金曜日は休み) 13時～15時
ふれあいサロン 耳成	各町公民館・ 集会所など	月1回 開催ごとに変更
耳成南 ふれあいサロン ～イトヤキ会～	耳成南小学校 ふれあい教室	第2・第4日曜日 13時30分～15時30分
真菅北 ひまわりサロン	中曾司町本町会館 小槻町公民館など	第2・第4火曜日 13時30分～15時30分
鴨公まほろば ふれあいサロン	鴨公地区公民館	第4金曜日 10時～12時



見守り活動支援事業

内 容 民生委員・児童委員やボランティアの協力を得て、一人暮らし高齢者等の見守りや安否確認等を目的とした地域の見守り活動を支援する。

対 象 おおむね70歳以上の高齢者のみの世帯

実 施 月1回



ふれあい電話訪問サービス事業

内 容 高齢者に対する見守り、話し相手その他のふれあいのため、ボランティアによる電話訪問を行う。

対 象 おおむね65歳以上の方

実施日 火・金曜日

訪 問 週1回(10分程度)



家族介護者交流リフレッシュサロン

内 容 高齢者等を在宅で介護している家族の日頃の不安や困りごとの解消となるよう、介護者同士の交流や相談等を行う。

開催日 第2金曜日

13時30分～15時30分

家族介護者のつどいバスツアー

内 容 介護者同士の交流を図るとともに、日頃の介護による疲れを癒して、心身のリフレッシュにより、また新たな気持ちで介護に向き合えるよう、日帰りバスツアーを実施する。

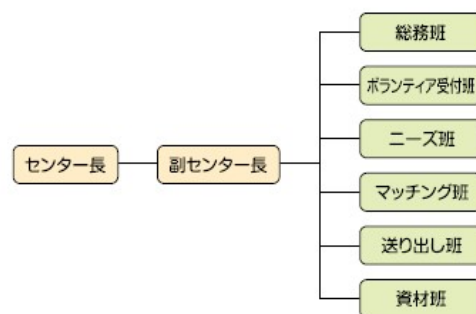


災害に備えたボランティアの育成

内 容 災害時におけるボランティアの受援体制の確立のため策定した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、センターの設置・運営訓練やボランティアの組織化に取り組む。

取 組 センターの啓発活動
センターの設置・運営訓練
センター運営者の組織化

権原市災害ボランティアセンター組織図



福祉ボランティアの養成と普及・啓発

内 容 送迎ボランティア、傾聴ボランティアなどの養成とそのスキルアップを図るとともに、ボランティア活動の普及・啓発に取り組む。



ボランティア活動の支援

内 容 ボランティア活動中の事故に備え、各種ボランティア保険を取扱い、安心して活動できるよう支援する。

実 施 随時

窓 口 市民活動交流広場



福祉教育の推進

内 容 市内の小・中学校を福祉教育推進校として指定し、地域に根ざしたボランティア活動の実践を通じて福祉教育を推進することにより、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を深め、思いやりとやさしさを養う。

実 施 随時

推進校 小学校 16 校、中学校 6 校



共同募金活動への協力



内 容 地域福祉・在宅福祉の推進、ボランティア活動の振興を、計画的に展開するための主要な財源である共同募金配分金の安定した確保のため、共同募金運動を積極的に推進し、その活動に協力する。



歳末見舞の実施

内 容 歳末たすけあい募金や善意銀行への寄付金等の一部を見舞金として、歳末に市内の高齢者施設と障がい者施設を訪問する。

訪問先 高齢者施設 13 施設
障がい者施設 6 施設



善意銀行の運営

内 容 広く善意の寄付を受け、社会福祉を目的とする事業に有効活用することにより、地域福祉の推進を図る。

種 別 一般寄付
指定寄付
地域福祉のために
在宅福祉のために
ボランティアのために
高齢者のために
障がい者のために など

ひとり親家族交流バスツアー

内 容 善意銀行への寄付金を活用し、ひとり親家庭の児童とその家族等の余暇の充実、交流等を目的に日帰りバスツアーを実施する。

実 施 年 1 回



心配ごと相談事業

内 容 日常生活で生じる心配ごとや悩みについての相談に応じ、適切な助言・援助を行うことで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する。

実施日 火曜日 9時～12時
木曜日 13時～16時



生活福祉資金の相談・貸付

内 容 低所得者世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉の充実や社会参加の促進を図ることを目的に、生活福祉資金の相談や貸付を行う。

種 別 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金

実 施 随時



奈良県フードレスキュー事業

内 容 生活に窮迫した相談者に対して、寄り添い、安心・安定した生活に向けた相談支援活動につなげていけるよう、一時的に食料品の提供を行う。

実 施 随時



日常生活自立支援事業



内 容 判断能力が不十分な方の権利を擁護するとともに、福祉サービスの利用援助や日常生活の相談、金銭管理などの援助を行うことで、地域で安心して生活ができるよう支援する。

対 象 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方

利用料 30分 500円

交通費 1回 300円



障がい者団体の活動支援

内 容 障がい者等の福祉の増進のために寄付された指定寄付金により設置した基金を活用し、障がい者団体の地域における事業活動及びその運営に対して助成し、支援する。



会員制度の推進

内 容 社協の活動が地域住民の参加・協力・支援によって展開していくための制度として、また安定した財源確保のため、会員制度を推進する。

【会員の区分と会費】

区分	会費	令和元年度会員数
個人会員	300円	1,240名
団体会員	3,000円	46団体
賛助会員	1口1,000円	25件

感謝状の贈呈

内 容 社会福祉の増進に尽力された社協会員を対象に感謝状の贈呈を行う。



社協だより「いきいき」の発行など

内 容 社協活動や共同募金活動等の普及宣伝と、これらの活動への市民の参加と協力を得るため、社協だより「いきいき」を発行する。また、ホームページを活用してタイムリーな情報を発信する。

発 行 年4回（1月、4月、7月、10月）
市内全戸配布



車いすの貸出

内 容 市内在住の方や市内を活動範囲とする団体を対象に、一時的な車いすの貸出を行う。

費 用 無料

期 間 必要とする期間
(上限3週間)



介護事業所の経営

1. 利用者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、利用者が安心して在宅生活を継続できるように、質の高いサービスの提供に努める。
2. 全社協・地域福祉推進委員会が取りまとめた「社協・介護サービス事業推進方針 2015」を推進し、地域福祉との連携を図り、社協らしい介護サービス事業の展開を図る。

提供日 通年（12月29日～1月3日を除く）

提供時間 8時～18時



指定訪問介護事業所・指定第一号訪問事業所

訪問介護事業

内容 要介護状態にある高齢者等の心身の特性を踏まえ、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

第一号訪問事業

内容 要支援状態にある高齢者等に対し、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

指定障害福祉サービス事業所

居宅介護事業

内容 居宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行うほか、通院時に必要な介助を行う。

重度訪問介護事業

内容 重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする方の身体介護や家事援助、移動の介護等生活全般を支援する。

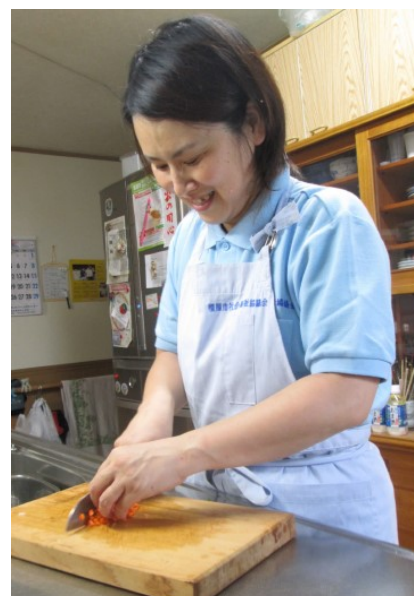
同行援護事業

内容 視覚障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う。



移動支援事業

内容 檀原市からの委託を受け、障がい者（児）が安心して社会活動に参加できるよう移動支援サービスを提供する。



地域包括支援センターの設置・運営

センターに保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等を配置し、それぞれが連携を図ることにより、地域で暮らす高齢者の介護・福祉・健康・医療等のさまざまな悩み・疑問・相談ごとに総合的に対応する。

総合相談・支援事業

内容 高齢者やその家族等から様々な相談を受け、高齢者などが抱える生活課題を把握し、保健・医療・福祉の各種サービスが受けられるように支援する。



権利擁護事業

内容 高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応などを行うとともに、成年後見制度等の利用促進を支援する。



包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

内容 包括的・継続的な支援体制の構築や地域におけるケアマネジャーのネットワークの構築を行う。また、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事案等への相談支援・助言を行う。



かしはら街の介護相談室

内容 かしはら街の介護相談室との連携を図り、地域における高齢者の総合相談窓口として、より一層の充実を目指す。



地域ケア会議の活用

内 容 地域包括ケアシステムの深化・推進のため、地域ケア会議を活用する。



個別レベル地域ケア会議

個別の支援困難事案の解決に向けた検討や、地域の支援体制の構築を目的に開催（参加）する。

生活支援地域ケア会議

小学校区の現状や課題を地域住民と共有するとともに、解決に向けた検討のため開催（参加）する。

在宅医療・介護連携地域ケア会議

在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を目的に開催（参加）する。

自立支援地域ケア会議

専門職等がケアマネジメントのプロセスに関与し、多職種において要支援者等の自立支援を検討するため開催（参加）する。



認知症高齢者等への支援



内 容 認知症地域支援推進員による専門相談や、認知症初期集中支援チームの設置により、早期から認知症高齢者等を支援する。



認知症カフェ「オレンジカフェ」

内 容 認知症の方やその家族が集まって、悩みを話したり、介護の情報を得たりする交流の場として開催する。

開催日 第3水曜日
13時30分～15時30分



生活支援コーディネーターの配置

内 容 檀原市社協とかしはら街の介護相談室の「生活支援コーディネーター」が連携を図り、高齢者の日常生活における課題の調査や、地域住民などとの情報の共有や協議、生活支援の担い手の養成・サービスの開発等を行う。



▲イメージ図



指定介護予防支援事業所

介護予防支援事業

内 容 要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づく介護予防サービスの提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整などを行う。



第一号介護予防支援事業

内 容 要支援者や近い将来要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者が、介護予防及び生活支援を目的に、適切な事業が提供されるよう、介護予防ケアマネジメント計画を作成するとともに、計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整などを行う。



その他



災害時の相互支援活動に関する協定

内 容 奈良県社協と県内の市町村社協とで、災害時において相互に協力・連携して災害支援活動が行えるよう、「災害時の相互支援活動に関する協定」を締結している。



被災地社協への職員派遣

内 容 大規模災害による被災者支援のため、被災地の社協に職員を派遣する。



【派遣状況】

年度	派遣先
平成 23 年度	●多賀城市災害ボランティアセンター・気仙沼市災害ボランティアセンター（東日本大震災） ●天川村社協災害ボランティアセンター（台風 12 号）
平成 28 年度	●西原村社協（熊本地震）
平成 30 年度	●倉敷市災害ボランティアセンター（7 月豪雨）

物品の貸出

内 容 社協会員が行う地域福祉活動やボランティア活動に対し、物品を貸出し、その活動を支援する。



表彰の受賞

内 容 檀原市社協のこれまでの活動に対し、全社協会長から表彰を受ける。



3. 資料

1. 檀原市の世帯数・人口等の推移

各年3月31日

	世帯数	人口	高齢人口 (65歳以上)	高齢化率
昭和35年	10,097	50,985	—	—
昭和40年	11,812	56,656	—	—
昭和45年	18,374	72,641	—	—
昭和50年	26,615	94,412	—	—
昭和55年	30,502	106,089	—	—
昭和60年	33,324	112,302	—	—
平成2年	35,512	115,413	11,276	9.8
平成5年	37,905	118,574	12,884	10.9
平成8年	41,251	123,377	14,588	11.8
平成11年	43,362	124,931	16,527	13.2
平成14年	45,288	125,604	19,018	15.1
平成17年	46,861	125,533	21,416	17.1
平成20年	48,529	125,515	24,719	19.7
平成21年	49,112	125,454	25,791	20.6
平成22年	49,778	125,605	26,627	21.2
平成23年	50,262	125,493	26,964	21.5
平成24年	50,758	125,466	27,844	22.2
平成25年	51,270	125,363	29,254	23.3
平成26年	51,684	125,073	30,509	24.4
平成27年	52,034	124,489	31,597	25.4
平成28年	52,349	123,842	32,559	26.3
平成29年	52,762	123,337	33,168	26.9
平成30年	53,052	122,723	33,799	27.5
平成31年	53,362	121,905	34,215	28.1
令和2年	53,922	121,534	34,582	28.5
令和3年	54,564	121,156	34,844	28.8

2. 定款

社会福祉法人檀原市社会福祉協議会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、檀原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普

及、宣伝、連絡、調整及び助成

- (4) 前3号に掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 (6) 共同募金事業への協力
 (7) ボランティア活動の振興
 (8) 居宅介護等事業の経営
 (9) 介護予防支援事業の経営
 (10) 地域包括支援センターの経営
 (11) 障害福祉サービス事業の経営
 (12) 移動支援事業の経営
 (13) 福祉サービス利用援助事業
 (14) 成年後見制度に関する事業

- (15) 生活福祉資金貸付事業
- (16) 心配ごと相談事業
- (17) 善意銀行に関する事業
- (18) 生活支援体制整備事業
- (19) その他この法人の目的達成のため必要な事業
(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人檀原市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題及び生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を奈良県檀原市畝傍町9番地の1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員13名以上18名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

3 評議員選任・解任委員会の委員(以下「委員」という。)の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦又は解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、少なくとも1名の外部委員が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第40条第4項及び第5項の規定を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)との合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、これを支給しない。ただし、評議員には評議員会において別に定める規程により費用を支弁することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。)及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度の終了後3箇月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長(第18条第2項に規定する会長をいう。以下同じ。)が招集する。

2 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長が理事会の決議に基づき評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人名2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

（役員の数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 10名以上15名以内

（2）監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法に規定する理事長とし、常務理事をもって法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員資格）

第20条 法第44条第6項の規定を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者との合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 法第44条第7項の規定を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内

に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（役員損害賠償責任の一部免除）

第26条 この法人は、法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の賠償責任を、一般法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、法第45条の20第4項において準用する一般法人法第115条第1項の規定により、同項に規定する非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合において、当該契約に基づく責任は一般法人法第113条第1項第2号で定める額を限度とする。

第5章 理事会

（構成）

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）会長、副会長及び常務理事の選定及び解職（招集）

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（議長）

第30条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

（決議）

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、会長が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合におい

て、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した会長及び監事が記名押印する。

第6章 会員

（会員）

第33条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第7章 部会及び委員会

（部会及び委員会）

第34条 この法人に部会又は委員会を置くことができる。

2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、若しくは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第8章 事務局及び職員

（事務局及び職員）

第35条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置く。

3 この法人の重要な役割を担う職員は、理事会において、選任及び解任する。

4 前項の職員以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第9章 資産及び会計

（資産の区分）

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産との2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

（1）定期預金 1,500,000円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、檀原市長の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる場合には、檀原市長の承認は必要としない。

（1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保（協調融資に係るものに限る。）に供する場合

（資産の管理）

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定により承認を得た事業計画書及び収支予算書については、当該会計年度が終了するまでの間、これを事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書をいう。以下同じ。）

（5）貸借対照表及び収支計算書の附属明細書

（6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置くとともに、定款を事務所に備え置き、これらを一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計処理の基準）

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第44条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を得なければならない。

第10章 解散

（解散）

第45条 この法人は、法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散す

る。

(残余財産の帰属)

第46条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、檀原市長の認可(法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を檀原市長に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、檀原市の広報紙、

この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なくこの定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理事(会長) 河合正義

理事 加護富三郎

理事 藪兼造

理事 岡山好夫

理事 浜田常次郎

理事 好川清一

理事 仲川静枝

理事 関本増太郎

監事 松井長次郎

監事 山本甚三郎

3. 歴代会長

氏名	期 間
河合正義	昭和45年4月17日 ~ 昭和51年8月1日
和田良順	昭和51年8月1日 ~ 昭和55年6月17日
岡山好夫	昭和55年6月17日 ~ 昭和61年5月10日
三浦太郎	昭和61年5月23日 ~ 平成5年2月28日
岡橋四郎	平成5年3月1日 ~ 平成8年4月18日
安曾田豊	平成8年4月21日 ~ 平成19年3月31日
中井靖教	平成19年4月1日 ~ 平成20年4月20日
森下豊	平成20年4月21日 ~ 令和2年1月16日
亀田忠彦	令和2年1月16日 ~

4. 理事・監事・評議員

(1) 理事(総数13名(定数10名~15名))

令和3年4月1日現在

役名	氏名	選出団体	選出区分
会長	亀田忠彦	檀原市長	学識経験者
副会長	榎谷佐千代	檀原市自治委員連合会	地域の代表者
副会長	小西満洲男	檀原市民生児童委員協議会	社会福祉団体の代表者
理事	今井善幸	檀原地区保護司会	
理事	松本初代	檀原市赤十字奉仕団	

理事	植田紘一	檀原市老人クラブ連合会	当事者団体の代表者
理事	中井靖教	檀原市遺族会	
理事	寺前耕一	檀原市障害者団体協議会	
理事	伊瀬哲也	檀原市保育協議会（幼保連携型認定こども園檀原保育園）	社会福祉事業の経営をする団体の役職員
理事	大森岩一郎	檀原市内老人福祉施設協議会（檀原園）	
理事	山田祐己	檀原市ボランティア連絡協議会	ボランティア活動を行う団体の代表者
理事	青山信房	社会医療法人平成記念会（かしはら街の介護相談室）	保健・医療、教育の関係者
常務理事	高井剛	関係行政職員	学識経験者

(2) 監事（総数2名（定数2名～3名））

令和3年4月1日現在

役名	氏名	選出団体	選出区分
監事	工藤英俊	檀原市地域福祉推進連絡協議会（白檀南小学校区地域福祉推進委員会）	社会福祉事業について識見を有する者（法第44条第5項第1号）
監事	西浦孝充	税理士	財務管理について識見を有する者（法第44条第5項第2号）

(3) 評議員（総数15名（定数13名～18名））

令和3年4月1日現在

役名	氏名	選出団体	選出区分
評議員	上田逸朗	檀原市自治委員連合会	地域の代表者
評議員	山本邦彦	檀原市民生児童委員協議会	社会福祉団体の代表者
評議員	堀朋子	檀原地区更生保護女性会	
評議員	甲元公枝	檀原市母子寡婦福祉会	当事者団体の代表者
評議員	松尾好晃	檀原市内老人福祉施設協議会（香久山インパレス）	社会福祉事業の経営をする団体の役職員
評議員	奥田英人	檀原市ボランティア連絡協議会	ボランティア活動を行う団体の代表者
評議員	米川憲久	檀原市地域福祉推進連絡協議会（今井小学校区地域福祉推進委員会）	地域の代表者
評議員	橋本浩	一般社団法人檀原地区医師会	保健・医療、教育の関係者
評議員	辻之内基文	檀原市歯科医師会	
評議員	増田善昭	檀原市薬剤師会	
評議員	岡田寛人	檀原市小・中学校校長会	
評議員	宮本利和	公益社団法人檀原市シルバー人材センター	関連分野の団体の代表者

評議員	村嶋順一	橿原市消防団	
評議員	間瀬彰久	関係行政職員（福祉部長）	学識経験者
評議員	藤井綾子	関係行政職員（健康部長）	

5. 奈良県共同募金会橿原支会 会則

奈良県共同募金会橿原支会会則
 奈良県共同募金会橿原支会会則（平成11年議第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この会則は、社会福祉法人奈良県共同募金会市町村共同募金委員会設置規程第10条の規定に基づき、この会の名称、所在地その他運営について必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この会は、奈良県共同募金会橿原支会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第3条 本会は、社会福祉法人奈良県共同募金会（以下「県共募」という。）の定める諸計画に基づき、橿原市における地域福祉の推進を図るため、その運営に住民の参加と民意を十分に反映することにより、共同募金運動を行うことを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 共同募金活動の実施
- (2) 共同募金活動のためのボランティアの受入れ、研修並びにその活動の企画及び実践
- (3) 広報・啓発活動の実施
- (4) 地域福祉の推進のための資金需要の把握並びに助成申請の周知及びその受付
- (5) 助成申請団体の審査及び助成業務並びにその評価
- (6) 助成申請団体等からの相談対応
- (7) 橿原市社会福祉協議会（以下「橿原市社協」という。）との連携
- (8) 歳末たすけあい運動の推進
- (9) 関係機関との連絡調整
- (10) その他本会の目的達成のため必要な事業

2 本会は、県共募が定める期限までに、橿原市における募金計画、助成計画その他募金活動案をまとめた共同募金推進計画を策定し、県共募に届け出るものとする。この場合において、橿原市における地域福祉に関する計画との連携を図らなければならない。

3 本会は、幅広く住民や団体の共同募金運動に対する理解と参加を求めため、共同募金推進会議を開催することができる。

（代表者）

第5条 本会に、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、運営委員会において運営委員

員の中から選任し、県共募の会長が委嘱する。

5 会長及び副会長の任期は、当該会長及び副会長について、運営委員としての任期が満了する時までとする。ただし、再任を妨げない。

（運営委員）

第6条 本会に、役員として運営委員を置き、その定数は15名以内とする。

- 2 運営委員は、運営委員会を組織して、第3条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行に当たる。
- 3 運営委員は、運営委員会において選任し、会長が委嘱する。
- 4 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠により就任した運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営委員会）

第7条 この会則に別段の定めのあるもののほか、本会の業務の決定は、運営委員会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決することができる。

- 2 運営委員会は、会長が招集し、その議長はその都度選任する。
- 3 運営委員会は、運営委員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。この場合において、あらかじめ書面をもって、運営委員会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 4 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（監事）

第8条 本会に、役員として監事2名を置く。

- 2 監事は、運営委員の業務執行の状況及び財務の状況を監査して、運営委員会に報告する。
- 3 監事は、運営委員会において選任し、県共募の会長が委嘱する。
- 4 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠により就任した監事の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員会）

第9条 会長は、助成計画の策定、助成の審査その他専門的事項の協議等を行うため、必要に応じて、本会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 専門委員会の委員は、運営委員会において選任し、会長が委嘱する。

- 4 専門委員会に関する規程は、別に定める。
(会計)
- 第10条 本会の会計は、県共募の経理規程に基づき処理する。
(経費)
- 第11条 本会の経費は、県共募からの事務費及びその他の収入をもって充てる。
(会則の改正)
- 第12条 この会則を改正しようとするときは、運営委員会の議決により、遅滞なく県共募の会長に届け出なければならない。
(事務局)
- 第13条 本会の事務を処理するため、檀原市社協内に事務局を置く。
- 2 本会の事務所は、奈良県檀原市畝傍町9番地の1に置く。
(その他)
- 第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この会則は、平成23年4月1日から施行する。
(社会福祉法人奈良県共同募金会檀原支会会計規則の廃止)
- 2 社会福祉法人奈良県共同募金会檀原支会会計規則は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この会則の施行前にこの会則による改正前の奈

- 良県共同募金会檀原支会会則（以下「改正前の会則」という。）第5条第4項の規定により現に選任されている会長及び副会長並びに第8条第2項の規定により現に委嘱されている監事については、この会則による改正後の奈良県共同募金会檀原支会会則（以下「改正後の会則」という。）第5条第4項の規定により会長及び副会長に、第8条第3項の規定により監事に選任されたものとみなす。
- 4 この会則の施行前に改正前の会則第6条第2項の規定により現に選任されている会長及び副会長以外の理事並びに第9条第3項の規定により現に委嘱されている評議員については、改正後の会則第6条第3項の規定により運営委員に選任されたものとみなす。
- 5 前2項の規定により選任されたものとみなされる会長、副会長、運営委員（会長及び副会長を除く。）及び監事の任期は、改正後の会則第5条第6項、第6条第4項又は第8条第4項の規定にかかわらず、平成24年4月20日までとする。
- 6 この会則の施行の日から当分の間、改正後の会則第6条第3項及び第4項の規定にかかわらず檀原市社協の理事の職にある者をもって運営委員に、第8条第3項及び第4項の規定にかかわらず檀原市社協の監事の職にある者をもって監事に充てる。
- 7 平成22年度の会計処理については、改正後の会則第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6. 奈良県共同募金会檀原支会 代表者

令和3年4月1日現在

役名	氏名	選出団体
会長	榎谷佐千代	檀原市自治委員連合会
副会長	小西満洲男	檀原市民生児童委員協議会

7. 小学校区地域福祉推進委員会 モデル規約

- 〇〇小学校区地域福祉推進委員会モデル規約
(名称)
- 第1条 この会は、〇〇小学校区地域福祉推進委員会「〇〇〇〇会」（以下「会」という。）という。
(目的)
- 第2条 この会は、〇〇小学校区内における地域福祉への理解と関心を深め、福祉でまちづくりを推進することを目的とする。
(事業)
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 地域福祉実施計画等策定に関すること
 - (2) 地域福祉活動の企画、実施に関すること
 - (3) 檀原市及び檀原市社会福祉協議会の実施する事業への協力に関すること

- (4) その他目的達成のため必要なこと
(事務所)
- 第4条 この会の事務所を、〇〇に置く。
(組織)
- 第5条 この会は、〇〇小学校区内に在住又は在勤する者を以って組織する。
(役員)
- 第6条 この会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 事務局長 1名
 - (6) 委員 若干名
- 2 役員任期は〇年とする。ただし、再任は妨げ

- ない。
- 3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 この会に拡大役員を置く、拡大役員はこの会の目的に賛同する各種団体の代表者とする。
(会議)
- 第7条 この会に次の会議を置く。
- (1) 総会
(2) 役員会
(3) 拡大役員会
- 2 総会は年1回開催し、住民懇談会を以って充て、事業計画並びに予算の決定、事業報告並びに決算の承認、役員改選、規約の改廃等について審議する。
- 3 役員会は、事業計画並びに予算その他この会の運営について企画・立案するため必要に応じて会

- 長が招集する。
- 4 拡大役員会は、必要に応じて会長が招集する。
(経費)
- 第8条 この会の経費は、檀原市地域福祉活動助成金等を以ってこれに充てる。
(会計年度)
- 第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(その他)
- 第10条 この規約に定めるもののほか、会務の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。
- 附 則
- 1 この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。
- 2 設立時における役員の任期は、〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

8. 小学校区地域福祉推進委員会 歴代会長

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
耳成	—	井村正彦	井村正彦	井村正彦	中井昭明	中井昭明
耳成南	—	吉川孝昭	吉川孝昭	吉川孝昭	中上綾子	中上綾子
耳成西	—	西澤岩義	森岡勉	大井孝益	大井孝益	大井孝益
晩成	—	西村勉	西村勉	西村勉	西村勉	西村勉
鴨公	—	仲谷雅博	辰己史彦	辰己史彦	辰己史彦	喜多祥元
香久山	小山正美	小山正美	小山正美	小山正美	小山正美	小山正美
畝傍東	武澤元一	武澤元一	武澤元一	武澤元一	武澤元一	武澤元一
畝傍南	—	稲井京太郎	稲井京太郎	小松茂	小松茂	小松茂
畝傍北	—	西田一夫	西田一夫	西田一夫	辻宏明	竹村善弘
白樫南	小田清	小田清	小田清	小田清	小田清	小田清
白樫北	中井靖教	中井靖教	中井靖教	中井靖教	中井靖教	中井靖教
今井	—	堀川好男	堀川好男	石黒瑛三	石黒瑛三	石黒瑛三
真菅	浦野芳彦	浦野芳彦	浦野芳彦	吉村章	吉村章	吉村章
真菅北	森本光一	森本光一	森本光一	森本光一	森本光一	森本光一
金橋	榑谷佐千代	榑谷佐千代	榑谷佐千代	榑谷佐千代	榑谷佐千代	榑谷佐千代
新沢	橋本博茂	橋本博茂	橋本博茂	橋本博茂	堀野威	堀野威

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
耳成	中井昭明	仲川八郎	仲川八郎	仲川八郎	仲川八郎	仲川八郎
耳成南	中上綾子	中上綾子	中上綾子	中上綾子	中上綾子	中上綾子
耳成西	大井孝益	大井孝益	山本史郎	山本史郎	山本史郎	山本史郎

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
晩成	西村勉	西村勉	西村勉	森岡光	田中通子	田中通子
鴨公	小西満洲男	小西満洲男	小西満洲男	小西満洲男	小西満洲男	小西満洲男
香久山	小山正美	小山正美	島谷育宏	島谷育宏	島谷育宏	島谷育宏
畝傍東	武澤元一	武澤元一	武澤元一	武澤元一	武澤元一	武澤元一
畝傍南	安田武功	安田武功	安田武功	安田武功	安田武功	軽島甚吉
畝傍北	樫俊司	森川道信	三木健次	西浦孝次	玉置健	森本成信
白檀南	小田清	小田清	工藤英俊	工藤英俊	工藤英俊	工藤英俊
白檀北	中井靖教	中井靖教	中井靖教	中井靖教	中井靖教	中井靖教
今井	石黒瑛三	石黒瑛三	石黒瑛三	石黒瑛三	阪本富一	米川憲久
真菅	吉村章	細田泰弘	細田泰弘	細田泰弘	細田泰弘	細田泰弘
真菅北	森本光一	森本光一	森本光一	森本光一	中村雅光	中村雅光
金橋	榎谷佐千代	榎谷佐千代	榎谷佐千代	榎谷佐千代	榎谷佐千代	榎谷佐千代
新沢	堀野威	堀野威	堀野威	堀野威	堀野威	堀野威

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
耳成	仲川八郎	西岡昭雄	西岡昭雄	平山邦彦	平山邦彦
耳成南	中上綾子	中上綾子	中上綾子	三浦昇	三浦昇
耳成西	山本史郎	山本史郎	山本史郎	山本史郎	山本史郎
晩成	田中通子	田中通子	田中通子	田中通子	田中通子
鴨公	小西満洲男	小西満洲男	小西満洲男	小西満洲男	小西満洲男
香久山	島谷育宏	榎田義夫	榎田義夫	山尾卓巧	山尾卓巧
畝傍東	武澤元一	武澤元一	武澤元一	武澤元一	林行男
畝傍南	軽島甚吉	軽島甚吉	軽島甚吉	軽島甚吉	軽島甚吉
畝傍北	横木伸好	西川恵三	長屋喜一	安田昌弘	加護弘
白檀南	工藤英俊	工藤英俊	工藤英俊	工藤英俊	工藤英俊
白檀北	中井靖教	中井靖教	中井靖教	中井靖教	中井靖教
今井	米川憲久	米川憲久	米川憲久	米川憲久	米川憲久
真菅	松本敏男	松本敏男	松本敏男	松本敏男	松本敏男
真菅北	中村雅光	村田謙二	村田謙二	村田謙二	村田謙二
金橋	榎谷佐千代	榎谷佐千代	榎谷佐千代	榎谷佐千代	榎谷佐千代
新沢	堀野威	梅本長美	梅本長美	梅本長美	梅本長美

社会福祉法人 橿原市社会福祉協議会
設立60年・法人化50年
あゆみ

発行日：令和3年3月1日

令和3年4月1日【改訂】

発行者：社会福祉法人 橿原市社会福祉協議会

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町9番地の1

橿原市保健福祉センター南館

電話 0744-29-3880 FAX 0744-29-4400

URL <http://ww9.sakura.ne.jp/>

E-mail ikiiki@kashi-syakyou.or.jp
